

午前十時二分 開議

○古川委員長「ただいまから農林水産商工常任委員会を開催します。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と、請願・陳情に対する現状と対策を配付しております。

これより質疑に入ります。通告に従い順次発言を許可します。

○八谷委員「おはようございます。今年も、米・麦・大豆の収穫が終わり、ただ、野菜については、まあ、中くらいなりおらが冬といった感じであり、ただ、野菜の生育が非常に悪くて、この冬は野菜の価格が大分高くなるんじゃないかという気がいたしております。

前置きはいたしまして、早速質問に入ります。三つの項目を通告いたしておりました。

まず一番目は、美の「コスメギフト」事業の展開についてお尋ねをいたします。

昨今の物価高騰が続く中で、食料品をはじめ、もろもろの生活関連物資の値上がり著しくなっております。さらに、光熱費や人件費が高騰するなど、物だけではなく、様々なサービスにおいても料金が上がっております。このことは、一見、産業の視点からいえば、価格転嫁がしつかりできているという点では、いい面もありますけれども、一方で食品や日用品を買うにも困窮している生活が厳しい御家庭も増えております。最近では、そういった御家庭に食品を定期的に届ける「こども宅食」などの活動が県内でも広がっております。

そのような中で、今議会の補正予算に上程されております美の「コスメギフト」事業は、経済的な事情で化粧品に手の届かない御家庭に笑顔を届ける、まさに人に優しい取組でありまして、受け取る方々に経済的な支援だけでなく、

心のサポートもできるものとして、何としても継続的に展開してほしいと願っております。

本事業の資料を初めて見たときには、まず三百万円で果たして何ができるかなどというような印象を受けました。よく聞いてみますと、化粧品業界には余剰品という問題を恒常的に抱えておるといふふうなこともございまして、品質的には問題ないものが在庫としてたくさん残っているような状況があると聞きまして。また一方では、子供の卒業式などに口紅一本もなくマスクで顔を隠して参列したという報道もあつておりました。

最初に、三百万円の事業の中身についてお尋ねをいたします。

まず、このコスメギフトの取組を行うに至った経緯についてお尋ねをいたします。

この取組は、新聞報道によりまずと、都道府県単位では初めての取組と紹介されております。これまでコスメティック構想に取り組んできた本県ならではの取組だと思っておりますが、どのような経緯でこの事業を行うに至ったのかお尋ねいたします。

○東コスメティック産業推進室長「コスメギフトの取組を行うに至った経緯について御説明いたします。

まず、本事業に取り組む背景といたしまして、コスメ産業におきましては、季節ごとの商品の入れ替えなどから、余剰在庫として行き先の決まっていない化粧品が廃棄されているといった問題を抱えております。また一方で、化粧品は贅沢品とみなされがちなこととございまして、食費や教育費などと比べて後回しになり、経済的な理由で化粧品に手が届かない御家庭も多くございます。

今回の事業につきましては、全国のコスメ企業から余剰在庫の化粧品の寄附を受けている一般社団法人「バンクフォースマイルズ」という団体より無償で化粧品の提供を受けまして、これを「コスメギフト」として個包装し、支援を

必要としておられる御家庭にお届けするものでございます。

コスメギフトの取組につきましては、これまで県内で一般社団法人「ジャパン・コスメティックセンター」、通称JCCと我々は呼んでおりますが、この藤岡事務局長を中心に有志の方々の御協力を得て、県内でこれまで四回の配布がなされております。そういった中で多くの喜びの声、また、感謝の声が聞かれていますところでございます。

しかしながら、この「コスメギフト」に関しましては、ニーズが拡大していく一方で作業を担う人手不足の課題がございまして、活動の継続が懸念されましたため、今回、ギフトセットを作るという作業を県で障害者就労施設に委託いたしました。継続的に担うことが可能であるかの検証を行います。

また、佐賀未来創造基金と連携いたしまして、この活動費を確保するための寄附を受ける民間主体の基金の設立を支援いたしました。県が、この活動や基金の存在を広く周知することで、この取組の自走化を図っていくものでございます。

以上、お答えいたします。

○八谷委員 先ほど、JCC——ジャパン・コスメティックセンターの話がございました。これまでに県内で「コスメギフト」の配布が行われてきたとこのことでありますが、これまでどれくらいの数が配布されたのかお尋ねをいたします。

○東コスメティック産業推進室長 これまでの「コスメギフト」の配布実績についてお答えをいたします。

これまで県内におきましては、JCCを中心といたしまして、経済的な事情で化粧品を手に入れることができない御家庭を対象に、二〇二二年の十二月から半年に一回の頻度で計四回の配布がなされております。活動に合わせて、このニーズが拡大しているところをございまして、具体的に数を申し上げます。

まず初回の二〇二二年十二月の配布においては、約四百世帯に配布を行いました。そして、その半年後の二〇二三年の五月におきましては、約五百世帯に配布しております。そして三回目、二〇二四年の一月の配布におきましては、約六百世帯に配布。そして、直近の二〇二四年七月の配布におきましては、約七百五十世帯に配布と、配布ごとにその数が増えているというふうな状況でございます。

今回の配布数につきましては、およそ千世帯程度を想定しているところでございますが、具体的な配布数につきましては、今後、支援団体と必要な数の個数を調整しながら配布を行っていくこととなります。

なお、これまで支援団体が行ってきたアンケートの中では、再度利用したいという声であったり、今回、化粧品をもらうことで子供も一緒に喜んでくれたというふうな声もいただくなど、この取組の継続を願う声が非常に多く聞かれていますところでございます。

以上、お答えいたします。

○八谷委員 今の配布される化粧品ではありますが、受け取った方々に喜んでいただくためには、消費期限が過ぎたような古い化粧品を渡すことは避けるべきだと考えますけれども、これらの化粧品はどのようにして集めるのか、また配布する化粧品はどのようなものが含まれているのか、例えば男性も使えるようなものなのかお尋ねをいたします。

○東コスメティック産業推進室長 配布する化粧品についてお答えをいたします。

化粧品につきましては、季節ごとの商品の入れ替えなどから余剰在庫の廃棄といった問題がある中で、「バンクフォースマイルズ」では、全国のコスメ企業から、そういった行き先の決まっていな化粧品を寄附を受け取りまして、これを経済的な御事情で化粧品を購入できない御家庭に届ける取組を行っている

ところでございます。

今回の事業では、「バンクフォースマイルズ」から無償で化粧品の提供を受けまして、シャンプーやリンスといった日用品、そしてスキンケア、メイクアップといった十種類ほどのセットをそろえた形で化粧品の配布を行うものとなっております。

先ほど委員から御質問がありました。男性でも使用できるのかということですが、コスメギフトの中でもシャンプーやリンス、またスキンケアといったものについては、男性も含め、家族全員で使っていただけのもとなつております。

なお、化粧品の使用期限につきましては、薬機法という法律の中で、特に表示のない場合につきましては、通常の保存状態で三年以上使えなければならぬというふうに定められております。「バンクフォースマイルズ」から提供いただく化粧品につきましては、一年以上の使用期限があるもの、安心して使えるものという形で御提供いただくものとなっております。

以上になります。

○八谷委員Ⅱそれはまだ一年以上使えるもの、本当に安心して使用できるものが配られるということで安心をいたしました。

この配布方法ですが、いわゆる経済的な事情で化粧品が手に入らないといった家庭に、どういうふうな経緯で配布をするのかお尋ねをいたします。

○東コスメティック産業推進室長Ⅱ「コスメギフト」の配布方法についてお答えいたします。

今回の「コスメギフト」の配布に当たりましては、「こども宅食」や社会福祉協議会、ひとり親家庭の支援団体など経済的に困窮する御家庭を日頃から支援している団体を通じまして、その数を把握し、対象となる方にお届けするものでございます。

なお、このうち「こども宅食」を行っている団体につきましては、一般社団

法人「こども宅食応援団」に登録を行っている団体だけでも県内に十八団体ございまして、約六百世帯の支援を現時点で行っております。そういった形で取組が広がっているというふう聞いております。「コスメギフト」に関心のある方がいらつしやれば、こういった支援団体であったりJCCのほうにお問い合わせをいただければと思っております。

以上、お答えいたします。

○八谷委員Ⅱそれで、この配布時期についてであります。今回の予算が議決されました。年明けてから入学式や卒業式といったイベントが開催されるということになりますので、このような機会に使っていただけると、より意味深いものになると考えますが、この配布はいつ頃を予定されているのかお尋ねをいたします。

○東コスメティック産業推進室長Ⅱ「コスメギフト」の配布時期についてお答えをいたします。

「コスメギフト」の配布時期につきましては、議決をいただきました後に「バンクフォースマイルズ」とも調整をいたしまして、二月中の配布を予定しております。日常使いに加えまして、委員御指摘のとおり、卒業式や入学式など家族にとつて記憶に残る、そういうイベントにおいて、ぜひ御活用いただきたいというふうと考えております。

以上、お答えいたします。

○八谷委員Ⅱせっかくの機会ですので、そういった時期に配っていただくようにぜひお願いいたします。

また、当初申し上げました事業費が三百万円ということになっております。これを全県的に行き渡らせるためには、もう少し事業費が必要ではないかなという気がいたしますけれども、実際に配布する段階では経費がどのような形で

かかるのか、そういった経費をどのようにかけて実際に配布を行うのかお尋ねいたします。

○東コスメティック産業推進室長 具体的な事業内容、そして経費の内容についてお答えをいたします。

本事業における事業費といたしましては、「コスメギフト」を個包装いたしまして、配布場所へ発送する作業を障害者就労施設へ委託するための経費、これに加えまして化粧品を御提供いただく「バンクフォースマイルズ」の代表理事をお迎えしての講演会、また、「コスメギフト」の取組を周知するためのメディアによる情報発信に係る経費を予定しているところでございます。

なお、本事業で配布する化粧品につきましては、先ほどもお答えしましたが、「バンクフォースマイルズ」より無償で提供されるものであるため、この部分については、事業費は発生しないものとなっております。

先ほどの御説明のうち、障害者就労施設への委託につきましては、「バンクフォースマイルズ」から提供される化粧品が商品ごとに箱詰めされた状態で送っております。これを受け取って、その箱から一つずつ取り出して十種類ほどのギフトセットを作るといふような作業が発生いたします。これが単純な作業でありまして、事前に障害者就労施設に伺いまして、この作業が受託可能であるかといったところを御相談しましたところ、この作業は受託可能であるといふようなことを伺っております。ただ、初めての取組でありますので、作業マニュアルなどを作るといったことをしながら、実際にどれだけできるのか、作業が実現可能であるかといったものを検証していきたいというふうに思っております。

事前に施設に御相談に伺った際には、受託できる作業が増えるというふうなことに喜んでいただいております。また、当事業の目的を御説明したところ、社会的に意義が深い事業に自分たちも参画できるといふところで喜んでいただ

いております。

次に、情報発信におきましては、「バンクフォースマイルズ」の代表理事による講演会等のイベントを開催しますとともに、「コスメギフト」の取組だけではなく、今回の事業に関わっていただく障害者就労施設の皆さん、そして、「こども宅食」や社会福祉協議会等の支援団体の皆さんが現場で活躍しておられる、そういったふだんの活動も交えながらメディアで広く紹介してまいりたいというふうに思っております。

今回の「コスメギフト」の活動を広く知っていただくことで、支援が必要な方にその情報が届くように、そして、この活動が持続可能なものとなるよう、この活動費となる基金への寄附につながることも目的として情報発信を行ってまいります。

今回の事業における主役は、これまで「コスメギフト」に取り組んできたJCC、そして現場で支援を届けていただいている支援団体だというふうに我々は思っております。これらの方々としつかり連携して取り組むことで効果的な事業になるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○八谷委員 三百万円以外に実際の経費については、やっぱり障害者就労支援施設、社会福祉関係の方々との協力をいただいていることになりました。ただ、そこへの寄附金をやっぱり集めていかなければなりません。そのためには先ほど講演会だ、メディアの活用だ等いろいろありましたが、いろんな関係の方を増やしていったら、これを広めていく、その中で寄附金が集まって、こういったことが行き渡って継続できるようなことになればというふうに思っております。とにかく障害者就労支援施設の方々も喜んで作業が、単純作業ということでありましたので、そういった取組ができるということは、いい取組だなというふうに思っております。

この「コスメギフト」の取組につきましては、先ほど申しましたように社会的に非常に意味のあるものとしてぜひ継続してほしいと考えておりますが、今回の事業を今後どのように展開することを期待しているのかお尋ねいたします。

○東コスメティック産業推進室長 今後の展開についてお答えいたします。

今回、「コスメギフト」をお渡しすることで、その方が抱える問題全てを解決できるわけではないというふうには思っております。ただ、このコスメを利用することで気分を上げていただいたり、家族で笑顔になることができたり、受け取った方が輝ける時間ができればというふうには我々は願っております。このことが将来的にはコスメ産業の振興であったり、我々が取り組んでおりますコスメティック構想の推進にもつながっていくというふうには考えております。

また、この「コスメギフト」を通して支援を必要とする方々が支援団体とつながっていくことで、今後も継続的に必要な支援を受けることができる、そのきっかけづくりになればというふうには思っております。

今回の事業におきましては、「コスメギフト」の活動を継続していくための仕組みをつくり、そして、それを回していくために必要な活動費を確保するための基金を設置するということで、人にやさしい「コスメギフト」の取組を自走させたいと思っております。そして、これが行く行くは佐賀県型のモデルとして全国的に広まっていくようにしっかりと取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○八谷委員 コスメティックバレーで二〇一三年に始めた、当初に申し上げましたような佐賀県らしい取組ということで、これが全国に広まってほしいなという気がいたします。改めてこの継続についてしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、次の二項目めの質問に入ります。二項目めは、農業機械の導入支援と米麦のトレーニンングファームについてお尋ねいたします。

全国の農家の状況を見てみますと、人口減少と同時に高齢化が進行しております。特に農業集落は、小規模化が進行し、これらの活性化を図るためには、地方への移住、定住を促進して、都会から地方への人の流れを生み出すことと、多様な農業者を増やすことが重要でございます。

さきの国勢調査によりますと、二〇二〇年の人口は二〇一五年に比べて年一・六％増に対し、農村では五・九％減少という結果が出ております。また、十五歳から六十四歳までの生産年齢人口と十四歳以下の年少人口を見ますと、農村では大きく減少しておりますが、逆に六十五歳以上の高齢人口を見ますと、都市の二五％の割合に対して農村では三五％となって高齢化が非常に進んでおります。今後、この緑豊かな農地、実り多いこの農地をしっかりと守っていくためには、大規模農家だけではなく、中小の家族農業や移住者など、多様な担い手の確保が必要であります。

国では、担い手対策の一つとして、親元就農への支援を厚くいたします。「新規就農者確保緊急円滑化対策・世代交代円滑化タイプ」、この事業を新設して、今年度の補正予算に盛り込む予定ということで聞いております。

親元就農につきましては、ハードルが非常に高かった。これまでも長い経過で要望を出しておりましたけれども、なかなかありませんでした。ここにきて初めて親元就農へのハードルを下げて農業を始めるのにかかる費用の三分の二を助成すると。しかも、その対象は、施設や農機の修繕、撤去費、税理士への相談料など、今までにないメニューが含まれておりますので、私がこれを見たときには、本当に国も担い手対策として思い切った事業を展開するんだなという印象を非常に重くいたしました。

本県におきましては、圃場整備された水田や大規模な共同乾燥施設を有効に活用して、米や麦、大豆等を組み合わせた生産性の高い水田農業が行われております。この水田農業では、食料の安定供給だけでなく、大雨による災害の防

止、水源の涵養や国土保全といった多面的な機能に加え、農業の営みによる農村や集落の維持など、大変重要な役割を果たしていることは、これまでも私も何回も申し上げてまいりました。

しかしながら、この水田農業を担っている農業従事者は、先ほども申し上げましたように、高齢化が非常に進んでおります。さらに、生産資材の高騰や台風や異常高温などの相次ぐ気象災害などにより厳しい状況が続いております。

こうした中、県では、水田農業を支える農業者に対して、国の事業の活用や県独自の事業を実施して、米、麦、大豆づくりに必要な農業機械の整備をされており。県単事業におきましては、低コスト化や省力化、高品質化を可能とする機械の整備に対する支援が行われておりますけれども、導入できません農業機械については、同規模・同能力への更新や、過去に補助事業で導入した農業機械の更新ではないことが要件として課せられており、その対象者も一定規模以上の農家や組織であるというふうに認識しております。

経営規模がそれほど大きくない中小規模農家からは、老朽化した農業機械を導入することができず、更新ができなければ農業を諦めざるを得ないという声を聞くこともあります。補助事業におきまして、単純更新が制度上難しいことは理解しておりますけれども、今の生産資材の高騰だけでなく、農業機械の価格も上昇している情勢であることから、農業機械の導入における支援については、要件緩和をする時期が来ているのではないかと思えます。担い手の確保のためにも、ぜひということっております。

また、今申し上げましたように、農業従事者の減少、高齢化が進む中、新たな水田農業の担い手の確保、育成として県も大変重要な課題と考えておられると思えます。

園芸部門では、近年、トレーニングファーム等の担い手を育む仕組みづくりが進み、成果を上げているというふうに聞いております。米麦や大豆、露地野

菜など、水田を活用した土地利用型作物においても、このような取組ができないものかと考えております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まず、農業機械の導入に対する支援策についてですが、県単で実施いたします「さかの稼げる水田農業推進事業」による支援の対象及び内容はどのようなのかお尋ねをいたします。

○川崎園芸農産課長⇨農業機械の導入に対する支援の内容についてお答えします。

「さかの稼げる水田農業推進事業」については、本県水田農業の担い手の経営基盤の強化と効率的で安定的な生産体制の確立を図るため、取組内容を四つのタイプに分けて支援を行っております。

四つのタイプのうち、主に集落営農法人及び集落営農組織を対象とするものが三つございまして、一つ目は、大幅な省力化・低コスト化を可能とします革新技术に必要な機械、例えば育苗や田植えが不要となる水稻直まき用機械などの導入を支援します「超省力・低コスト化タイプ」。

二つ目は、環境に配慮した米、麦、大豆の高品質・安定生産に必要な機械、例えば排水対策用機械などの導入を支援します「環境保全タイプ」。

そして三つ目として、収益性の高い露地野菜の導入拡大を行うために効率的な生産体制の確立に必要な機械、例えば防除用ドローンとか、そういったものの導入を支援します「888推進タイプ」を設けております。

また、中山間地域等の農業者が組織する団体を対象としました「中山間地域等担い手育成タイプ」を設けております。ここではトラクターや田植機など、中山間地域での営農に必要な機械の導入を支援しているところでございます。

以上、お答えします。

○八谷委員⇨今の事業支援について、最近の実績ではどのようなになっているの

かお尋ねをいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ支援の実績についてお答えいたします。

本事業は、令和五年度から実施しております。令和五年度から令和六年度までの二カ年間の機械の導入実績を申し上げます。

「超省力・低コスト化タイプ」では、大豆のコンバインだとか、圃場の均平をとりますレーザーレベラー、こういったものの合計十八台の導入がなされております。

また、「環境保全タイプ」では、乗用管理機だとか排水対策用機械が八台導入されております。

「中山間地域等担い手育成タイプ」におきましては、田植機やコンバインなど合計十一台が導入されている状況です。

以上が実績でございます。

○八谷委員Ⅱ超省力化とか、いろいろな要件がついての事業だと思います。この農業機械におきます要件緩和についてお尋ねをいたします。

農業機械の導入につきましては、これまで支援対象とならなかった中小規模農家や、担い手の減少が著しい中山間地域では、機械の更新を認めるなど、要件の見直しが必要だと思いますけれども、県ではどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

担い手、認定農家、あるいは営農組合がしっかり組織されておるところはいわけです。その数字を見せてもらいました。全体の七割近くが、そういった組織化なりされておるようでありますけれども、それ以外のところの部分、先ほど申し上げましたように、更新をせんばいかぬ時期に来とるばつてん、その基金が、積立金がなくて更新ができない、いよいよ農業をやめんとかかぬというふうなところが出ておる。そういうところの部分への細かい配慮をする時期に私は来ておるといふふうに思います。それがいわゆる担い手の確保につなが

っていくというふうに思いますので、そういった要件緩和について改めて見直す考えはないのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ農業機械の導入支援におきます要件の緩和、見直しについてお答えをします。

「さかの稼げる水田農業推進事業」につきましては、地域農業や集落機能の維持発展が将来にわたって図られるとともに、米、麦、大豆の安定生産が継続されていくよう、担い手の経営基盤の強化、それと効率的で安定的な生産体制の確立を図る目的で実施しております。

このため、支援対象については、集落営農法人・組織や認定農業者、こういった方、中山間地域にあつては平坦地域の要件を緩和し、機械の共同利用組織や地域の農作業を請け負う農作業受託組織などとしておられるところとす。

中小規模の農家の方におかれましても、地域農業の将来を見据えて集落営農組織に加入いただくのか、認定農業者になっていただくなど、対応をお願いしたいと考えているところでございます。

また、機械の導入についても同様に、経営規模の拡大だとか経営発展、他地域の農作業請負などに必要な場合に限っております。既存の機械、設備の代替として同規模、同能力のものを再度整備する、いわゆる単純更新になりますが、これについては対象としていないところでございます。今のところ、見直しは考えていないというところとす。

ただ、機械の導入に当たっては、地域農業の将来を見据えて低コスト化が図られる機械の共同利用組織や農作業受託組織の立ち上げを話し合っていたりなどの対応をお願いしたいと考えているところとす。

ただ、地域の実情や農業情勢の変化などもあると思いますので、そういったことも注視しながら、そのとき、そのときで、どのような支援が適切なのかは検討してまいりたいというふうに思っています。

以上、お答えします。

○八谷委員⇨要件がいろいろあって、その要件の緩和について言いましたけど、見直す考えはないときっぱりとお断りをされました。ただ、最後のほうで答弁いただきましたように、やっぱり年度によっての変わり、あるいは地域ごとの実情、そういったものをよく見ていただいて、要件緩和が少しでも新しい取組とか、そういったものになれば対象とするようなこと含みを持たせて、しっかりと実情を見て事業を展開していただきたいというふうに思っております。

その担い手の関係で、米麦のトレーニンングファームについてお尋ねをいたします。

施設園芸、特にキュウリではキュウリの神様と言われております武雄市の山口仁司氏の全面的な支援により、トレーニンングファームの成果が非常に上がっているというふうに聞いております。この成果を米、麦、大豆プラス露地野菜のトレーニンングファームに生かしてはと考えますけれども、この設置についてどう考えるのか、県の考えをお尋ねいたします。

○佐伯農業経営課長⇨米麦のトレーニンングファーム設置への県の考え方についてお答えいたします。

施設園芸で成果を上げているトレーニンングファームの考え方や手法につきましては、担い手の減少が著しい米、麦、大豆、露地野菜といった土地利用型作物においても活用できるのではないかと私も以前から考えておりました。土地利用型農業において、実践で栽培技術や機械操作方法を学び、模擬経営も行える研修は、こういった形がよいのか、そこについてしっかりと検討することが必要と考えております。

こういったことから、今年度からになります。土地利用型農業を大規模に経営している農業法人の皆様は今意見を聞いております。土地利用型農業版の研修制度の導入の可能性や課題の抽出作業を現在進めているところでございま

す。現時点で整理できている点を申し上げます。

まず、研修の仕組みについてですが、独自に研修施設や講師を設けるという形ではなくて、法人が就農希望者の方を雇用して数年かけて研修を実施するといった研修体制を構築できるのではないかとイメージしております。

一方で課題といたしましては、研修生のスムーズな就農、出口対策だと考えております。土地利用型農業で就農時から一定の所得のめどを立てる、このためには少なくとも数ヘクタール、できれば十ヘクタール規模の農地が必要と考えています。就農希望者が就農時からある程度の農地を集めるというのは、現実的には非常にハードルが高いと考えております。また、複数の大規模な農業機械の導入ですとか、農業倉庫の整備、こういったものにも多額の初期投資が必要となります。こういったことが研修だけではなくて就農まで考えたとき、一貫通貫の仕組みを作る上で課題と整理をしております。

改めてになりますが、土地利用型農業の研修体制の構築は必要と考えております。先ほど申し上げた課題がどのように解決できるのか、関係者で知恵を絞ります。また、実際に研修を行っていただくということになりますと、大規模経営体の方であったりとか、集落営農をされている方、そういった方々の御協力が必要になります。こういった方々と協議しながら、土地利用型農業版のトレーニンングファームの検討を進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○八谷委員⇨ぜひ米麦のトレーニンングファームを。ただ、今はいろいろ問題があります。やっぱり農地を十ヘクタールぐらい確保せんといかぬというような問題があるということでございます。私は、これまでもずっと言ってまいりました。認定農家、大規模農家だけでは集落の維持ができない、集落を維持するためには小規模の家族経営の農家もしっかりかばっていかなければいけないと同時に、新たなそういった担い手を確保するということが必要でございませう。

そういった意味で各施設、例えばよその県のことを言って非常に申し訳ありませんが、福島県では五つのJA全部にトレーディングファームを整備するというと同時に、県、農業振興公社、農業会議、JAの四団体で県農業経営就農支援センターを立ち上げてワンストップの支援をします。そういったことで新規就農者が三年連続で三百人を超えているというような成果を上げております。そういった意味で非常に手取り早いというか、そういった意味での就農者ができればと。

特にそういった中で、農業は非常にきつかよ、大変だということじゃなくて、楽しい意味での農家ができればということでもあります。昨日もキュウリ農家を見せていただきました。非常に明るい表情で就農されていることを見て本当に安心したところであります。そしてまた、経営面についてもよく聞きますと、六千万円近い規模の金がかかっておりまして、その返済を考えると大変だなと思います。今、あの成績を上げておられる中を見ると、そう心配するような返済ではないなという気がいたしました。

そういう意味で、楽しいというか、本当に楽しい農業ができるような成功事例を何としてもつくっていただきたい。そのために米麦トレーディングファームもして、これだけのことをやればできますよ。確かに、初期投資の問題があります、機械の導入が必要であります。でも、その辺は貸付料とかの利用で各団体の協力を得ながら、昨日のキュウリ農家のように、いろんな資金の手当てができれば難しい問題ではないんじゃないかと。いろんな方が知恵を出し合った中で、そういった取組ができればというふうに考えますので、前向きにこの米麦のトレーディングファームをぜひとも検討していただきたいと思えます。

次の質問に入ります。次の質問は、軽油引取税の免税措置の恒久化についてであります。

おさらいをいたしますと、軽油引取税につきましては、昭和三十一年に揮発

油自動車と軽油自動車間の税負担の不均衡を是正するため、道路特定財源として創設されております。これに伴い、道路とは直接関係ない農業等に使用される軽油の引き取りについては、課税免除の措置を取られました。いわゆる免税軽油ですね。そして、平成二十一年に道路特定財源から普通税として一般財源化をされました。このときに基本原則としては、全ての軽油の引き取りについて課税対象とされましたが、免税軽油については、平成二十一年の制度改正で平成二十四年三月三十一日まで免税の延長、三年間の延長がされまして、その三年間の延長がずっと続いております。今、令和六年度の税制改正によって令和九年三月三十一日までというのが現在の措置の状況であります。この問題につきましては、農業をはじめ林業、水産業、工業、いろんな関係団体の要請がございまして、三年ごとの免税措置は延長されましたものの、これについては恒久化についての要望が出されております。

今、世界的な原油高、物価高が進行する中で、農業の生産資材も高騰いたしております。課税免除の特例措置がなくなるようなことになれば、農業者の経営が一層厳しさを増すこととなります。今申し上げましたように、令和九年の三月末までは、取りあえず特例措置がなされておりますけれども、平成二十一年から取られたこの措置も、十五年以上経過し、大型農業機械の導入も進み、燃油の高騰が農業経営を大きく圧迫している状況にある中では、この軽油引取税の免税措置について恒久化をすべきだというふうに思っています。

そこで、まずは現在の免税軽油の使用状況についてお尋ねをいたします。本県におきます農業用の免税軽油の使用回数と使用量はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○佐伯農業経営課長 免税軽油の使用状況についてお答えいたします。

県税政課の直近のデータでございます令和五年度実績で見ますと、使用者数についてですが、使用者数につきましては、この免税措置の申請が使用者ごと

ではなく、機械利用組合ですとか集落営農など組織でまとめて手続をされている場合がございますので、人数ではなくて申請単位でお答えさせていただきます。その件数は、農業を用途とした件数として四千三十一件となっております。

また、その使用量は六千三百四十六キロリットルとなっております。

以上、お答えいたします。

○八谷委員⇨軽油引取税の免税額そのものはどのようなになっていきますか、お尋ねをいたします。

○佐伯農業経営課長⇨軽油引取税の免税額についてお答えいたします。

県内の直近の十一月の店頭軽油小売価格が、調査によりますと、今、一リットル当たり百五十五・三円となっております。この価格には軽油引取税が一リットル当たり三十二・一円が含まれております。この三十二・一円というのは、小売価格に関係なく、一リットル当たり三十二・一円がかかっているという状況です。

この三十二・一円に、先ほどお答えいたしました令和五年度の使用料六千三百四十六キロリットルを乗じました額、約二億四百万円が県全体での農業関係の免税額となっております。

以上、お答えいたします。

○八谷委員⇨やはり二億円という金が農業の手助けになっております。そういった意味で、この免税措置をぜひとも続けていただきたいと思っております。こういった中で免税措置の恒久化、これは団体もずっと要望してまいりました。先ほど申しましたように、十数年続いている中で、農業機械の大型化、そして燃油の高騰がある中では、特に国に要望していただきたいと思っております。こういったことを県として考えるのかお尋ねをいたします。

○佐伯農業経営課長⇨免税措置の恒久化に向けた国への要望についてお答えいたします。

物価高騰が続いている中、免税措置が継続されないことになると、農業経営に与える影響が非常に懸念されます。県では、これまでも免税措置について国におきましても、農業で使用される軽油引取税の免税措置については、恒久的な制度とすることを要望したところでございます。今後とも、国の動きを注視しながら、引き続き恒久的な制度となるよう、しっかりと働きかけていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○八谷委員⇨恒久化についての要望を、政府予算の要望のときに限らず、いろんなところでぜひとも声を出していただきたいと思っております。

また、先ほど、昔の名前の青年就農交付金の問題、それから昔やった農地・水の問題は、制度が非常に複雑で大変だという要望をずっとしてきました。青年就農交付金、名前が変わっていますがけれども、ハードルを下げてくれということもずっと言ってきたものが、改めて、今、形として国を動かしたわけですね。これは今の石破総理が農林水産大臣として千代田町にお見えになったときにも、そういったことを強く、もうちょっと簡素化してくださいよとか、それから、青年就農交付金をもっともっとハードルを下げてください、いろんな条件で、そのままの引き継ぎは駄目でしたね、今まではね。そういった制度が改正されております。いわゆる農業をする方が非常に減ったという中で多様な担い手の参加ということがありますので、そういった意味での制度改正を含めて、ぜひとも要望していただきたいと思っております。その要望が形になった部分が今でもありますので、今後とも要望をぜひ続けていただきたいと思っております。

そういうことで質問を終わります。

○留守委員⇨久々の委員会質問でございます。しばらくお付き合いいただきたいと思っております。

私は、四項目ほど質問項目を挙げております。農業情勢は大変厳しい情勢が続いておりますが、佐賀県は従来から基幹産業として佐賀県農業を位置づけられております。そういう中でいろいろ課題がある中において、三つほど、喫緊の課題ともいえるべきものを抽出して皆さんとやり取りしたいと。議論については、私が質問したことにかみ合うような答弁をいただきたいと思っております、よろしくお願いいたします。

まず、農地利用の将来像を描く地域計画についてです。

これは令和五年四月一日に「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が施行されて、御案内のように、来年三月末までに将来の農地利用の姿を示す地域計画を策定しなさいという、これは義務づけであります。このことで今動いております。

この地域計画なるものは、農地の将来の在り方、そして、農用地の効率的かつ総合的な利用に関するということで、目標の設定、あるいは農業を担う者ごと利用する農用地等を表示した、まさに十年後を見据えた目標地図を作成するということになっております。

私は、この地域計画で描いた目標地図の実現については、農地の受け手を幅広く確保して、地域農業を担う者への農地の集積、あるいは集約を図ることが肝要になってくるというふうに思っております。

この地域計画の策定は、国が言っているのは、原則として各種補助事業の採択要件にすると。まさにひもづけの要件になっているということに対して私は危惧しているものであります。

質問に入りますが、今の地域計画の策定単位、二十市町ありますが、どのような単位で策定作業をされているのか、まずお伺いいたします。

○佐伯農業経営課長 地域計画の策定の単位についてお答えいたします。

地域計画の単位は、計画の策定者である市町が地域の自然的、経済的、また

社会的諸条件を考慮して、話し合いの合意形成がしやすく、計画の実現の可能性が高いと見込まれる範囲で策定しているところです。

現在、全ての市町において地域計画の策定を進められており、計画の数は、全体で三百八十一となっております。

その三百八十一の策定の単位を、範囲の大きな順に申し上げます。まず旧市町とか旧JA支所といった単位で計画の策定エリアを設けているところが四十八地域で全体の一三％となっております。次に、学区ですとか大字といった単位で策定しているのが百三十六地域で全体の三六％。さらに、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金の単位が五十一地域で全体の一三％。そして、集落単位が百四十六地域、全体の三八％、そういった内訳となっております。

以上、お答えいたします。

○留守委員 今、策定作業の単位が示されました。今の答えでは、旧市町等が四十八地域、そして校区、中山間、集落単位ということで披瀝されました。今、市町で策定作業、集落に下ろすなり、農家との話し合いがあっている状況が今日の状況かなと思えますが、今の進捗状況をお示しくください。

○佐伯農業経営課長 地域計画策定の進捗状況についてお答えいたします。

地域計画の策定手順を大きく四つの段階に区分して、三百八十一地域の令和六年九月末現在における策定の進捗状況を申し上げます。

まず、第一段階、農業者へのアンケート等による農地利用の意向把握をしている地域が三百七十四ということで、ほぼ全地域でこの第一段階というのは終えております。次に、先ほどの第一段階から進捗を進めまして第二段階、アンケート結果などに基づき目標地図の素案を作成、農業者等による地域での協議に進んでいる地域が三百一地域、全体の七九％、全体の八割で地域での協議に進んでいる状況でございます。さらに、第二段階から進み第三段階、先ほどの

協議結果をまとめまして地域計画の案を作成している、そういった段階までいっている地域が六十一地域、全体の一六％。そして、第四段階、地域計画を策定し、公告まで終了した地域が三地域となっております。

今申し上げたデータは九月末現在ということで、これは二、三カ月に一回の国からの調査に基づきまして調査を実施しております。九月末から既に二カ月たっておりますので、改めて現在の状況を各市町のほうに聞き取りを行っております。その直近の状況を踏まえると、三百八十一地域ございますが、その全てにおいて、来年一月末までには地域計画の案が策定される予定でございます。

三月末までには全地域で策定、そして公告されることを見込んでおります。

以上、お答えいたします。

○留守委員Ⅱ今お示しいただきました進捗状況では、かなりスムーズに行っているかなという感じがいたしております。

私がここで問いたいののは、心配するのは、この地域計画なるものが行政主導で進めていくという姿が一番駄目な状態なので、十年後の目標地図ですから、本当に集落、あるいは農家が、十年後にこの目標地図に基づいて農地の有効活用、あるいは集団化、そういうことに寄与するような目標地図でなければならぬというわけですね。

そんなことを考えると、今度の補助事業とのひもづけというものがどのよう作用するかといえますと、行政側からすると、例えば今、補助事業で申請しているときに、これはやっぱりある程度目標地図を先行して作らなければいかんというものがあって、それが本当に農村集落の中、あるいは中核農家あたりが本当に理解して目標地図が示されないと、これはもう絵に描いた餅ということとで、十年後、我々はそんなことは知らなかったよということになる要素もあるわけですね。

だから、私はそれを危惧しているんですが、もう既に策定の最終段階に来て

いるところもあるということでありますが、そこらあたりを考えると、本当に今、農家にこの話が、実際アンケートは実施した、農家に下りている現状がつかめますか、その点、課長、どうですか。

○佐伯農業経営課長Ⅱ実際の現場のことをどの程度把握しているのかというような御質問かと思えます。

私ども、今年の四月になって地域計画を今年度の三月までに完成させると。なおかつ、農家の皆さん方の意見をしっかりと踏まえたものにしようと、そういう思いもございましたので、三百八十一の地域計画全てに県の担当者を配置して、必要に応じて現地の話し合いにも入って、その状況を把握するように努めております。

地域によって格差といいますか、差はございます。議論が非常に活発にされているところもありますし、なかなか意見が出なかったりとか、そういうところもあります。全体的に言えるのが、これまでこういった話し合いが全くなかった。今回、地域計画を契機にテーブルをつくることができた、そこはよかったねというような声を聞いております。現時点ではそういうふう認識しております。

○留守委員Ⅱ課長、今の答弁はよく分かりますが、市町が下に下ろして作業をやっているか。それで本課として追跡せるとは言わぬけれども、ある意味、本当に農村集落に下がっているかどうかの検証ぐらいはできると私は思うんですよ。それが将来的に策定された暁には十年後に実効を現すというゆえんになるわけだから。先ほど、三百八十一の中で、もう作業が終了に近いというようなところを、あなた、言ったよね。そういうところは、そういう手順を踏んで、本当にこの目標地図を策定したのかというようなところは、やっぱり少しは追跡しないと、後々、出してしもうてから、我々は、と言われんようにしなきゃいかん。その点どうですか。

○佐伯農業経営課長Ⅱ進捗状況については、もう少し丁寧に把握することができるとは思いません。

私の先ほどの説明が不十分でした。御答弁した第四段階、それぞれ段階、ステップを踏みながら計画を策定していきますが、時期、時期に応じて、その三百八十一がどのステップにあるかというのは、報告をいただきながら進捗を把握しております。

そういった中で、例えば話し合いが十分ではなかったりとか、進捗が遅れていると、そういう市町だったりエリアについては、農業振興センターの職員または県の農業経営課の職員が話し合いの中に出向きまして、話し合いのやり方とか、ほかの集落の状況、そういうものを説明しながら取組を進めております。

以上、お答えいたします。

○留守委員Ⅱ説明はちゃんと分かっているよ、分かっているけど、本当に末端の農家に浸透とは言わないけれども、アンケートだけじゃなくて、この目標地図なるものを行政で作ったとすると、それが本当に下に下りているのかということを私は危惧しているわけだから。そこらあたり本課として最終的に策定を終えるときには、大なり小なりありますよ、これは集落によつては、むらだちのいいところと言っちゃいかんけれども、本当に集会なんか重ねるところもあるし、いやいや、役員でちゃんところもある。これは濃淡ありますよ。しかし、その濃淡があつても、やっぱり集落には下りている姿を見せないといけないということを私は言っています。

それで、第三問目ですが、地域計画と連携している補助事業の状況についてです。

この地域計画の地区、または目標地図に位置づけられたものが、要件としてポイント加算というのがあつて聞いていますが、このポイント加算なるものが来年度以降どのように見込まれているのか、それをお聞きしたい。

○佐伯農業経営課長Ⅱ地域計画と国の補助事業の要件などとの関係についてお答えいたします。

まず、令和六年度、今年度におきましては、担い手の農地の集積を支援する地域集積協力金という事業がございます。こういったものなど把握できている範囲で四十四の国庫事業で要件化など、何らかの形で地域計画と関連づけられているところですよ。

令和七年度以降につきましては、現在、国のほうで検討されているところがございますが、令和七年度農林水産関係概算要求を見ますと、重点項目の一つとして、「地域計画を核とした施策の構築」、こういったものが打ち出されております。こういったことから、農地や担い手に関わる補助事業はもとより、他の農業関連の補助事業においても、地域計画の地区であることや目標地図に位置づけられた者——農家であることが、要件化や優先採択とされることを見込んでおります。

以上、お答えいたします。

○留守委員Ⅱ課長、よく分かりました。それで最初の設問でも言いましたが、地域計画の策定なるものは、おおむねひもつきなんです。次に中山間地域等直接支払制度の問題を問いますが、この中でも地域計画策定がなっているか、なっていないか、もうひもつけ、要件に明記してあるということですよ。だから、おおむねこれ、地域計画と農林の国の補助事業は、ひもつけと言つて過言でないと思えます。

そういうことを考えると、行政主導で行われて、もし下に下りてなかったとすると、本当に将来的に実効性を現さない結果になるということを私は危惧するわけね。だから、策定作業されている今、汗をかいて本当に実効性のある地域計画、目標地図を策定して、ああ、佐賀県としては、十年の利活用がスムーズにいつているという立派な姿を私は想定しているんですよ。

そういう意味で、これを実効性のある地域計画とするために、県はどのように取り組めますか。

○佐伯農業経営課長 実効性のある地域計画とするための県の取組についてお答えいたします。

まさに今、地域計画の最終版といえますか、詰めの段階に来ております。そういった中、事業があるから、まず計画を急ぎましょうという思いも市町のほうには出てきているかと思えます。そういったことがないよう、まずは計画の策定段階においても、しっかりと農家の意見を踏まえた上で策定するよう、改めて連絡はしたいと思っております。

それと、地域計画の策定は来年三月末までになりますけれども、その策定というのはゴールではないと考えております。地域農業の未来を考え、それを実現していくためのスタートであるとも認識しております。計画策定後も地域での話し合いを継続しまして、状況に応じて適切に計画を見直すといったことで実効性を高めていきたいと考えております。

御指摘のとおり、補助事業が要件化されたことにより、中身の伴わない計画になることはあってはならないと、私もそのように思っております。このため、推進する際は行政からの押しつけではなく、未来に向けた地域の話し合いを尊重し、丁寧に進める必要があるとも考えています。

地域計画の策定をきっかけに、地域で将来の農業に関する議論が深まることで担い手への農地の集約が進み、農地を着実に次世代につないでいく、このように計画の実効性がしっかりと確保されるよう、関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○留守委員 〓とにか、この地域計画なるものは、全国的に作業を今進めておられますので、佐賀県は行政主導の目標地図であったと言われんように、ひと

つしっかり汗をかいてください。

次に、二番目の中山間地域等直接支払制度についての質問に移ります。

中山間地域等直接支払制度は、ずっと進んできておりますが、これがずっと見直されて今日に来ております。御案内のように、中山間地域というのは、日本の国土の七割を占めておるわけでありまして、ある意味、佐賀県の農業ももちろんですが、日本の農業の衰退は、中山間地域の衰退につながると言っても過言でないというふうに私は思っております。

そういう中で、中山間地域等直接支払制度は、来年度が第六期ですね、見直し作業が進められております。県内における中山間地域等直接支払制度の取組状況について、まずお聞きいたします。

○江口農山村課長 中山間地域等直接支払制度の県内における取組状況についてお答えいたします。

当制度は、中山間地域におきまして、集落等を単位に農業者等が農用地を維持管理していくための協定を締結して、活動や取組を行う場合に、面積や取組の内容に応じて一定額が交付されるものでございます。

その構成は、集落等の農業生産活動などや、その体制整備を対象とした基本部分、それから、超急傾斜地農地の保全などの地域農業の維持発展に資する前向きな取組を対象とした加算部分との二階建てとなっております。

県内における取組状況につきましては、今年度、十九の市町の中山間地域におきまして、農業生産の基礎的な活動に取り組んでおります集落協定の数は四百六十四、約六千六百九ヘクタールの農地で取り組まれております。

また、本制度に取り組む集落には、農地の種別や取組面積、取組内容に応じて、原則、国が国が二分の一、県と市町がそれぞれ四分の一を負担した交付金が交付されております。その金額は、県全体で十一億二千万円となっております。

集落におきましては、この交付金を活用いたしまして、農道や水路、畦畔の管理ですとか、ドローンなどの共同利用機械の購入、それからイノシシを防ぐための侵入防止柵の設置などの農業生産を継続するための活動に取り組みられております。

特に第五期対策、今年度までの対策ですが、第五期対策におきましては、農業生産活動等の体制整備のための「集落戦略」の作成が本制度に位置づけられましたことから、県も積極的に作成支援を行いました結果、農用地の現状や将来像などの集落内の話し合いを通して、この取組を行った四百十六全ての集落で「集落戦略」が作成されております。

以上でございます。

○留守委員Ⅱ「集落戦略」が四百六十四、全地域ということですか。

○江口農山村課長Ⅱ取組を行った集落協定数は四百六十四でございます。「集落戦略」を作成した集落は四百十六でございます。

以上でございます。

○留守委員Ⅱ今、取組状況が示されました。先ほど設問で言った今回の見直しが第六期対策、令和七年度からスタートするわけですが、この来年度からの第六期対策に向けての制度の見直しは、内容的にどのような内容になっているのかお示してください。

○江口農山村課長Ⅱ第六期対策の制度の見直し内容についてお答えいたします。概算要求の内容につきまして、十月に国から説明会がっております。その際、農林水産省から示された資料によりますと、第六期対策における制度内容のうち、基本的な部分である対象地域や対象者、農地の種類や傾斜度に応じて支払われます交付単価等については、従来どおりで変更されておりません。

一方で、基本部分の交付単価に上乘せして交付されます加算部分につきましては、第五期対策における五つの加算措置のうち三つが変更されております。

具体的には、集落協定広域化加算というもの、それから集落機能強化加算、それから生産性向上加算、この三つに代えまして、集落間のネットワーク化を行う場合に加算されます「ネットワーク化加算」、それからスマート農業による作業の省力化などを行う場合に加算されます「スマート農業加算」、この二つが新たに盛り込まれております。

以上でございます。

○留守委員Ⅱ見直しの新たなものとして「ネットワーク化加算」と「スマート農業加算」が加えられたということであります。

この見直しの中で、今、全国的に非常に問題になっているのが、本県はあんまり該当していない部分があるかと思いますが、地域機能強化加算なるものがあったんですが、それが「ネットワーク化加算」に置き換えられるというようなことが、新聞等でもいろいろ報道されて、全国の町村会、あるいは第三者委員会などから問題視されて、今、見直しをされるかどうか。つい先日の江藤農水大臣の記者会見でも取り上げられて、実態なんかを把握するということが会場で言われておりました。

では、本県がどのように今までの加算措置等を受けてきたのか、そこあたりを示してください。

○江口農山村課長Ⅱ県内の加算措置に取り組んでいる状況について、令和六年度、今年度現在でお答えをいたします。

加算措置には、先ほど御答弁申し上げました見直しの内容のほかに、あと二つございます。棚田地域振興活動加算というもの、それから超急傾斜農地保全管理加算というもの、それから先ほど御答弁いたしました集落協定広域化加算、集落機能強化加算、生産性向上加算、この五つになります。

それぞれに県内の加算の取組、協定数を申し上げますと、最初の棚田地域振興活動加算が五協定、超急傾斜農地保全管理加算が五十九協定、集落協定広域

化加算が五協定、集落機能強化加算が五協定、生産性向上加算が三十二協定、それぞれ延べになりますが、百六協定、取り組んでおります。

以上です。

○留守委員Ⅱ今、中山間地域等直接支払制度の中で加算制度を本県がどう活用しているかということが課長から示されました。加算措置が五つありまして、それぞれ地域性等もあると思いますが、機能強化加算が五協定、二市町と私は把握しております。こういう加算制度をフルに活用しながら、見直しの中で、特に「ネットワーク化加算」ということになってきておるわけですから、そういうものは本県としても複数の集落で広域的に取り組んできたのは事実ですよね。その延長線上で、この「ネットワーク化加算」ということになると思うんですが、やっぱり制度の見直しがあったとすると、この制度を活用する上で、課題が生じてくるのではないかとというふうに思うんですが、その点はどうですか。

○江口農山村課長Ⅱこの制度を活用する上での課題ということでお答えいたします。

中山間地域におきましては、農業従事者の減少ですとか、高齢化による担い手不足が進んでおります。集落協定で定められた活動や取組の実施が困難となる集落が増えてくることが今後も予想されると考えております。

このため、それぞれの集落協定におきまして、引き続き本制度を積極的に活用して農地の維持・保全、農業活動の継続が図られますよう、地域での話し合いを基に、地域に合った活動体制づくりが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○留守委員Ⅱ課長から答弁いただいておりますが、中山間地域等直接支払制度が中山間対策の全てじゃないということは分かっております。じゃ、こういう

制度を活用しながら中山間地域が衰退しないように、今まさに県内随所で限界集落なるものが生じておるところもあります。私は、限界集落とは言いたくないんですけどね、衰退する一方ということになりますから。そういうことじゃなくて、今、ここで手を打つべき有効な手段は、やっぱり中山間地域等直接支払制度の中でも加算措置が五つあるわけですから、加算措置をフルに活用して、そして中山間地域に活を入れる、あるいは直接支払を受けるのは集落協定と個別協定がありますよね。だから、両方をフルに活用して、そして、これから第六期対策がスタートするわけけれども、これをフル活用することによって中山間地域が、活力とまでは言わないけれども、元気を取り戻すというようなゆえんになってもおかしくない、なさなければいかんというふうに私は思っております。そんなことを思うと、中山間地域をどう農業農村地域として維持していくか、非常にこれは、本当に全国で軒並みに喫緊の課題だと思えます。

その点、本県は特に、山口知事は山が大好きと、「山の会議」をずっとやってきましたね。そういうことを捉えると、担当課として課長、いや、これからは中山間地域等直接支払制度だけじゃないですよと、県単でもしっかりやっていきますよというようなことがあってしかるべきと思うんですが、今後どのように進めていくんですか。

○江口農山村課長Ⅱ中山間地域農業・農村の振興についてということでお答えしたいと思います。

委員からお話がありましたように、中山間地域は、県民の豊かな暮らしを守る上でも非常に重要な地域だということで認識しています。中山間地域の農業・農村が抱える課題といたしますのは、地域によって様々でございますので、特効薬となるような対策を見出すことは非常に難しいかなと考えております。

こういうこともありまして、先ほど委員から御紹介がありましたように、県では、平成三十年から中山間地域のそれぞれの集落や産地における課題解決の

検討ですとか、目標実現に向けて関係者が一体となってプロジェクトを進めてきております。これは県単の事業なども含めてプロジェクトを進めてきております。

今後も、中山間地域に暮らす方々の声に耳を傾けまして、市町や関係機関・団体と連携を取って、一つでも多くの成功事例をつくりながら、それをほかの地域へ広げていくなどして中山間地域に対する支援にしっかりと取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○留守委員Ⅱしっかりと頑張つて、激励ばかりしているようですが、頑張つてくださいね。

次に移ります。果樹の振興についてです。

果樹の振興の中で特に露地ミカンについて触れたいと思います。

本県も農業県佐賀の中で露地ミカンを含めてミカン産業については、かつてかなり貢献してきました。まさに今、「さが園芸88運動」も展開されておりますが、こういう中でミカン産地としては傾斜地という立地条件を生かして果樹、ミカン等いろんな経営パターンがあるかと思いますが、経営パターンを確立しながら今日まで頑張っている姿があります。

かつてミカンの生産額は、愛媛県が一番で、愛媛、静岡、そして佐賀という順位づけがありました。今はもう和歌山が抜いて、和歌山、静岡、愛媛、佐賀というふうにならぶと落ち込んでおる状況であります。これもいろんな要因があると思いますけれども、昔から言われてきた言葉に、産地は動くという言葉があります。産地が動くというのは、旧産地と新しい産地が入れ替わる。産地が動く象徴が和歌山ですよ。今、和歌山がすごい力の入れようで、急傾斜の山地を切り拓いて樹園地になして量的には非常に、特に有田地区がしっかりと頑張っておる姿があります。佐賀県も一時的にはそういうときがあったんです

ね。

ところが、いろんな条件がありまして、高齢化の問題、あるいは急傾斜であるがゆえに効率性がないとか、いろいろな要因があったと思います。ただ、こういうことに手を打たないで、本来持つておる佐賀県の立地性からすると、もともともと伸びる要素はあるというふうには私は感じております。

そこで、幾つか聞きますが、まず、露地ミカンの生産動向、これも全国的なことで気候変動、温暖化のせいで非常に不安定になっているのは事実です。今年はどういう症状が出たかという、日焼けで外のあれの分は全部駄目だと。

それから、直近では夏の高温に耐えておって、今度は初霜が降って果皮がやられたとか、そういう状況も出ております。それから、中晩柑については劣化症状、これも高温が災いしたのか、中身と果皮の生育のバランスが取れない場合に、ぱりつと果皮が割れる症状が出ておるのが現実です。そんな状況が今の佐賀の状況です。

まず、今、露地ミカンの生産をどういうふうにして上げていけばいいのかというのを聞くんですが、今取り組んでいることをお示しください。

○川崎園芸農産課長Ⅱ今、露地ミカンの生産に向けた取組状況ということのお示しでした。

先ほど、委員からも紹介があったように、農業者の高齢化等も進んでおります。特にミカンは、中山間地域にあるということで高齢化等も非常に進んでいる状況にあります。

そういった中で、新しい農業者の方を育成していくということも大事です。で、新規の担い手を確保する取組あたりも進んでいるところです。

あと、ミカン産地が中山間地域にあるということで傾斜地での栽培が非常に多く、傾斜地で作業が大変だということもあります。そういったことで防除作業が楽になるようなドローンの導入も今研究なり実証あたりを進めているところ

ろです。

そういうふう主に主に労働力の軽減と担い手の育成という観点で、農業振興センターを中心に、J Aと連携しながら取組を進めているところでございます。

以上、お答えします。

○留守委員Ⅱ今、取組状況が示されましたが、最近の生産量を、五年間程度でもいいから生産量の推移をお示してください。

○川崎園芸農産課長Ⅱ露地ミカンの生産動向についてお答えします。

本県の直近五カ年の露地ミカンの生産量を国の統計データで見ますと、令和元年産が四万九百五十トン、令和二年産が三万八千四百トン、令和三年産が四万三百六十トン、令和四年産が三万二千七百二十トン、令和五年産で四万四百トンとなっております。

温州みかんは、生産量が多い表年と少ない裏年が一年置きに生じる品目ではございますけれども、近年は夏場から秋口にかけて異常な高温や長期的な乾燥が続くことが多く、令和四年産のように裏年でも極端に生産量が減少したり、あるいは表年であっても春先に見込んだ収穫量を下回ったりするというような年が見られるようになってきている状況にございます。

以上、お答えします。

○留守委員Ⅱ今年の今の状況は、この前の勉強会資料で十一月十日までの販売実績を見ると、販売量が三千三百二十三トン、前年同期比で六八%と、単価で三百三十九円、これは同期比で一二八%ということであり、今年は裏年かわかりません。単価においては三割近く高くなっております。甘味は非常によろしいということでありまして、売れ行きは堅調に推移していると思えます。

露地ミカンを安定生産する上において、先ほどから言っているように異常気象が続いておるわけですね。その中でどうやって生産の安定を図っていくか、これも喫緊の課題です。

どのようなことに取り組んでいくのかお伺いします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ露地ミカンの生産安定に向けた取組についてお答えします。

先ほども異常気象の影響ということで委員から御紹介がありました。今年もですが、強い日差しを受けて果実の皮が変色する日焼け果の発生だとか、期間の高温乾燥や少雨で樹勢が低下するといったことで翌年の着果数が減少したり、あるいは果実の肥大不足などが見られております。

このため県では、まず日焼け防止としまして、成りすぎたミカンの果実を取り除く際——摘果ですが、この際に葉の下に実が極力残るような調整の実施だとか、果実ができるだけ直射日光に当たらない樹形にするための剪定だとか、日焼け防止剤の散布。そして、高温乾燥や少雨に対しましては、木の状態に応じたかん水の実施といった指導情報あたりを発出したり、技術対策を呼びかけているところです。今後も、J Aと連携して各種研修会や営農指導を通じて普及指導の推進を図ってまいることとしております。

ただ、露地ミカンにおいては、先ほど、かん水と言いましたが、かん水設備がない園地も多いところですが、異常気象はこれからも続くということが想定されますので、今後の安定生産のために、今、国の事業とか県単事業もそうですが、かん水設備の導入が補助事業でできるようになっていきますので、今まで雨を待つという状況が当たり前だったと思いますが、これからはかん水施設が必要になるよということも訴えかけながら、そういった設備の導入を推進していきたいと思っております。

以上、お答えします。

○留守委員Ⅱ生産安定に向けた取組の中で、J Aとも連携しながらという課長の言葉がありました。これですね、やっぱりこういう異常気象が続く中で、生産農家も手探りで肥培管理、あるいは剪定なり防除なりやっている向きが非常

に多いんですよ。後もって触れますけれども、これは技術的な指導等々が非常に問われるところがあります。ここらあたりをしつかりやっていかないと生産安定につながっていかないということが危惧されますので、そのところは頭に置いておいてください。

次に、生産者数の推移ですが、これはもう農業後継者が不足しておる、あるいは高齢化しておるという状況の中で、全体的に生産者数が、激減とまではいかないにしても、減少しているのは事実です。

露地ミカンの生産者数の推移は、今、どうなっているんですか。

○川崎園芸農産課長⇨露地ミカンの生産者数の推移についてお答えします。

露地ミカンの生産者数をJAグループ佐賀のデータで見ますと、令和六年度は千二百三十戸となっております。これを十年前でございます平成二十六年度と比較しますと、平成二十六年度が千八百七十一戸でありましたので、六百四十一戸減少という形となっております。話を聞きますと、やっぱり高齢化というところが影響が非常に大きいかと思っております。

以上、お答えします。

○留守委員⇨今、数字が示されましたが、約三割減ということですよ。その中でミカン産業を伸ばしていかなきやいかんわけです。

では、担い手確保について、県はどのように取り組んでいくんですか。

○川崎園芸農産課長⇨露地ミカンの担い手確保に向けた取組についてお答えをします。

最近の露地ミカンの販売環境は、先ほども委員から単価のお話がありました。が、以前と比べて非常によくなっているという状況でございます。ただ一方で、先ほど数字を示しましたが、担い手の高齢化によりまして生産者数は減少しているという状況でございます。

このため、今、「さが園芸888運動」を展開しているわけですが、その中に

おいて担い手の確保、育成に向けた取組を各産地に働きかけております。そういうこともありまして、最近では産地見学会だとか就農セミナーを開催して、果樹での就農希望者を掘り起こしたり、そういった希望を持たれた就農希望者に対しましては、先進的な果樹農家――トレーナーですが、こういった者を部会で用意いただいて栽培技術指導を行う体制を整備されるなど、将来の担い手の確保に積極的に取り組まれる産地が見られるようになってきたところでございます。こうした取組が県内各地に広がるよう、今後も引き続き働きかけてまいります。

あと、産地が掘り起こした就農希望者の方が、研修後すぐに経営を始めるためには、就農一年目から収益を確保できる園地を前もって用意することが有効というふうに思っております。そういったことで、今後、利用される方とか、規模を縮小される方で栽培を中止する生産者の園地をアンケートなどで前もって把握して、それをリスト化して、耕作放棄地となる前に就農希望者に円滑に継承していくという取組を強く働きかけてまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

○留守委員⇨手をこまねいている状態じゃないということでは捉えていただきました。と思います。

三番目の質問に入りますが、果樹の指導者の確保、育成についてです。

先ほど、肥培管理、あるいは技術的な指導のことに触れました。また、JAと連携しながらという課長の言葉もありました。今の状況、気象変動もそうですが、技術指導、生産指導というのは、今、非常に大事になってきておるわけですね。

最後に、佐賀県の農業産出額に触れますが、ここはJAさんとの連携が非常に大事なところであって、全ての農家が系統に参加されているとは言いませんが、ほぼJAと共存共栄ではないんですけれども、JA系統で農家が営農にい

そしんでいる姿が本県の姿です。

そういう状況の中で営農指導員の役割というものが非常に高くなってきております。昨日、白石のハウスの部長も一緒に行きましたが、JAさかの担当課長さんと別れ際にちょっとこの話をしました。本当にもう危機的状況ですよ、営農指導員が足りないよ。そして、本当に我々はあえいでおるとい言葉まで出ました。分かったということで受け止めてきました。この営農指導員を何とかして確保して、そして、後に触れますけれども、県の技術者協議会なるものがあります。その中で研修を積んで営農指導にいきなすのであります。

では、県内JAの果樹の営農指導員の十年の推移はどうなっていますか。

○川崎園芸農産課長 〓 JAの果樹の営農指導員数についてお答えします。

JAグループ佐賀の果樹の営農指導員数は、十年前の平成二十五年度が三十七名いらっしゃいました。それが徐々に減少しております、令和五年度には二十六名ということで十一名減というような状況になっております。

以上、お答えします。

○留守委員 〓 今、お示しされたんですが、私が把握しているのは、令和五年度段階で果樹指導員が二十六名まで減っております。水田とか野菜の営農指導員もおられるわけで、全体でも百九十六名で二百名を切った。果樹指導員は特に削減がひどくて六八%まで落ち込んでおるとい状況です。これが生産地にも響いているのは事実です。さて、どのようにして営農指導員を確保するか、これは喫緊の課題です。

私は、ここでそれぞれの分野で人材不足が問われておる中で、さきの九月の定例議会で同僚議員から奨学金の返還支援制度なるものが問題提起されました。他県の状況は、福井県が先進といましようか、取り組んでいる姿が九月の議会でも議論されておりました。聞くところによると、この返還支援制度を前向きに捉えていると。これは産業人材課ですが、そういうことを聞いております。

例えば、JAの営農指導員を目指す新規学卒にまで行く課程の中で、こういう制度を対象にすれば、後年度までちゃんと支援しますよというような姿が出てくると、そういう制度を利用して俺も頑張ってみようかなということになると思います。

ここで園芸農産課長にお聞きしたいんですが、JAが利用できる支援があるのかどうかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長 〓 JAの営農指導員の確保のための支援についてお答えします。

現在のところ、JAの営農指導員の確保に関する支援とか制度というのはいないような状況でございます。ただ、委員からお話がありましたように、奨学金の返還支援制度については、産業労働部で制度導入に向けて検討されていると聞いているところでございます。

以上、お答えします。

○留守委員 〓 そこで、産業人材課長にお聞きしたいんですが、奨学金返還支援制度は、民間の企業を対象に、今、人材不足で悩んでいる姿の中で、一つの起爆剤になそうという意味だと思えますが、返還支援制度を前向きに検討しているというようなことを聞いています。産業人材課長、どうでしょうか。今、私は問題提起していますが、どうぞ。

○野崎産業人材課長 〓 奨学金返還支援制度の支援対象として、JAをはじめとした農業の分野について対象になるのかというお尋ねかと思えます。

この奨学金返還支援制度につきましては、今現在、まさに導入に向けて検討を進めているところでございまして、この支援対象の範囲も含めまして、制度内容の詳細について現在精査を進めているところでございます。

現在、あらゆる産業、あらゆる分野で人材不足の状況にございます。県といましては、本制度を活用して一人でも多くの人に佐賀県で働いてもらいた

いと考えておりました、できるだけ幅広い分野を支援の対象とする方向で検討を進めております。農業も含めまして、あらゆる分野で人材が不足しているという状況をしっかりと念頭に置きながら、引き続き制度内容の検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○留守委員Ⅱ幅広い分野でということでありました。まさに農業分野もその一つだと思います。これはぜひ奨学金返還支援制度、JAさんがその気にならんと、これは笛吹けど踊らずじゃないですが、そのようになっていくので、園芸農産課長、JAに働きかけて、こういう制度も県は積極的に考えているから取り組むべきじゃないですかというぐらい言って、これ、本当に真剣にやってほしいんですが、園芸農産課長、どうぞ。

○川崎園芸農産課長Ⅱ奨学金返還支援制度のJAの活用について、どう働きかけていくかということについてお答えします。

JAの営農指導員の数が、果樹に限らずですが、しっかり確保されるということは、県の施策を進めていく上でも必要なことだと思っております。JAで話を聞くと、他企業との競合もあつて職員の採用に苦慮しているということも聞いているところでもあります。先ほど、産業労働部から紹介がありました、検討されている奨学金返還支援制度においてJAが対象になるのであれば、JAの人材確保の手段として活用されるということも当然考えられるところでございます。

そういったことで、今後、JAとも意見を交換しながら、JAを支援対象とすることなどについて産業人材課とも話をしていくとともに、JAに対して人材確保の手段としての制度活用や、それと必要な営農指導員の確保というところをしっかりと働きかけていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○留守委員Ⅱ課長、ぜひ横断的に産業人材課とやり取りをして、前向き、積極性は課長の答弁で分かったわけだから、ぜひひとつ横断的に連携を取って具体的に行動してください。

じゃ、新規学卒でJAに入った後、どうやって営農指導力を強化していくかということになります。本県には、佐賀県果樹技術者協議会なるものがありまして、総勢七十一名です。それぞれのJA職員と農業振興センター、普及センター、それから園芸農産課のメンバーも入つての組織があります。これ、研修会等々をかなり開いて、技術者、あるいは指導員養成に取り組んでおられることは私も承知しております。ぜひ今後とも、こういう果樹の指導者の育成に積極的に取り組んでいかなきゃいかんと思うんですが、課長、どうでしょうか。

○川崎園芸農産課長Ⅱ果樹の指導者の育成についてお答えします。

JAの営農指導員数が減っている状況にございます。また、近年は県の普及員も含めて果樹の指導経験年数が浅い指導者が多くなっている状況にもございます。そういったことで委員が御指摘のとおり、果樹の指導者の技術力を上げていくということが非常に重要と考えております。

このため、これも委員から御紹介がありました、県の果樹の普及員とか果樹試験場の研究員、あるいはJAの営農指導員が会員となっております佐賀県果樹技術者協議会がございます。これは歴史ある会でございますが、こういったところで研修会の開催や先進地視察、あるいは地域の課題解決に向けた研究だとか、その成果の発表など、そういった指導者相互で技術研さんを図るための取組を現在も行っているところでございます。そういったことで技術研さんが図られるように取り組んでいきたいと思っております。

特に、この技術者協議会の中では、近年、先ほど申しましたとおり、若手の指導者の育成が急務ということもありまして、指導経験年数が五年以下の者を対象とした基礎的な果樹栽培技術だとか経営指導知識を学ぶ研修会を近年は重

点的に開催しているところでございます。

こういったことで、今後とも、限られた人員の中で現場での充実した指導の継続が可能となるよう、JAとも協力しながら、果樹の指導者の育成に取り組んでまいります。

以上、お答えします。

○留守委員 ぜひしつかりと取り組んでいただきたいと思ひます。

農業分野について三つ触れましたが、農業分野の質問の最後に島内部長、決意をとということですが、その前に、来年の一月二十二日でしたか、「全国農業担い手サミット」が開かれます。これ、全国から認定農業者千五百名が相集つて「全国農業担い手サミット」を本県でやると。今、元気がないような農業県佐賀に活を入れる意味でビッグイベントじゃないかと思ひます。聞くところによると、一日目は全体会をやつて、二日目は千五百人の認定農業者が県内二十五カ所を、二十五カ所だったら県内をくまなく視察できることになると思ひます。

私がここで申し上げたいのは、今、佐賀県が置かれておる状況、産出額は言いたくなくなつたんですが、農業産出額を見ますと、平成七年が千五百億円程度の産出額だったのが、今はもう千二百億円ぐらゐまで落ち込んでゐる。落ち込んでゐると言つても過言ではないでしょう。産出額が全てじゃないんですけども、この落ち込んでゐるのを、あなたたちが示した「佐賀県『食』と『農』の振興計画」、これはマスタープランだけでも、この振興計画を見ると、二〇三二年には、また千五百八十億円に戻しますよという産出額の目標を設定しておりますね。中間目標が二〇二六年に千四百八十億円ということですよ。こういう目標を設定してゐる中で、現状をどう打破していつて、この産出額を右肩上がりにするのか。非常に至難の業だと私は思ひます。ちよつとしたてこ入れでは、なかなか、園芸産出の八百八十八億円だつて、そう簡単にはいかない現状ですよ。

そういうことを考えると、あなたは、まさに農業土木分野で部長になつた。

農業土木というのは形に返るわけですね。形に返る部長が誕生した。ぜひこの農業振興計画を打ち立てたなら形に変えていただきたい。そのために今後の佐賀県農業をどう導いていくのか、その決意をひとつ述べてください。

○島内農林水産部長 Ⅱ私のほうから、今後佐賀県農業をどう導いていくのか、その決意についてということでの質問にお答えいたします。

先ほど委員がおつしやられたとおり、佐賀県の農業という現状で言ひますと、それこそ昭和四十年代からの佐賀段階、新佐賀段階、これはもう全国に誇れる我々の先輩方が築き上げたものがござひます。また、昭和四十年代、五十年代にかけましては、ミカンの生産もかなりござひました。その後、オレンジの自由化、あるいは輸入等がござひまして、日本農業は、もちろんそこは佐賀県農業も担い手の減少、あるいは高齢化という部分がござひまして、産出額が表しておりますとおり、縮小傾向にござひます。

そういつた中で、我々、佐賀県農業をどうしていくかという中にありまして、土地利用型農業、米、麦、大豆に軸足を置きつつも、やはり稼げる農業を目指していかねばならないというふうなことがござひまして、六年前に「さが園芸88運動」なるものを立ち上げまして、佐賀県農業の再興といひましょうか、新たな目標を掲げて現在取り組んでゐるところにござひます。

ただ、その後の状況で申しますと、産出額は伸びてゐない。これ、言ひ訳はしたくないんですけども、やはり燃油の高騰、あるいは資材の高騰、こういったものが追い打ちをかけるような形で、産出額もなかなか伸びてきてゐないというふうな現状にござひます。

ただ、そういつた言ひ訳ばかりすることじゃなくて、前向きに捉えますと、例えば、昨日現地を見ていただいたようなキュウリ農家の森さんのような方の数もかなり増えてきておりまして、うちでいひますと、今後、産出額を伸ばして

いくためには、タマネギ、露地ミカン、イチゴを岩盤品目といたしまして、それぞれ百億円を目指していくためにトレーニングファーム等にもしつかり取り組んでいかなければならないと思っています。

また、キュウリにつきましても、今、四十億円で満たないぐらいの数字ですが、こういったものにつきましても若手の就農者も結構増えてきておりますので、そういった方についても着実に支援をしていきながら伸ばしていきたいと思っています。

その中でもやはり一番厳しいのは、中山間地域だと思っていますので、ここに対しても国庫事業の中山間地域等直接支払制度等も活用しながら、加算措置といったものも有効に活用し、また、県単事業についても、できる限り地域の方の御意見を聞きながら充実させていければというふうな思いでございます。

農業面でいいますと、生産の面ばかりではなくて、農村地域をいかに維持していくか。この二つの面につきまして、私もでき得る限り現地に足を運びながら、いろんな方の意見を聞きながら、佐賀県農業・農村の振興について取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○留守委員Ⅱ決意を述べていただきましたが、私が部長に決意の一端を触れていただいたかったのは、国の事業じゃないのよ。県単でしつかりやるということでないよ、これはやっぱり財政課との戦い、私は戦いと言うけど、知事部局と、例えば予算査定です。かつて予算査定は、農業県佐賀のときは、県単事業でぼつと手を打っていた。今言われたけれども、トレーニングファームだって、考えれば大きい予算をして、しかし、マンパワー的には、人材的には一部ですよ。これを全体的な底辺を広げて産出額を増やしていくという姿にならないと、なかなか目標達成はならん。平成七年で千七百億円ありました。思い出ししました。井本県政だったときに、井本元知事に、千七、八百億円あるのを二千億円

まで伸ばしましょうよという議論をしたこともあります。今、千二百億円まで落ち込んだ要因は、米麦がごとんと落ちたのは事実です。それはもう、どこもかしこも一緒だけれども。じゃ、米麦主体から、農地を生かして複合経営なりやって伸ばしていかなくやいかんわけだから、こういうのをしつかりと受け止めてください。もう答弁は要りません、決意は述べられましたから。

農業分野の質問を終わります。

○古川委員長Ⅱ暫時休憩します。十三時十分をめぐりに委員会を再開いたします。

午後零時十一分 休憩

午後一時十分 開議

○野田副委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○留守委員Ⅱ私の最後の質問ですが、県の産業団地（佐賀コロニー跡地）活用についてです。

皆さん方も御案内のように、かつて佐賀コロニー、福祉施設で大変な貢献をした施設でありまして、佐賀コロニーには利用者が約三百名ほどいた時期もありました。まさに障害を持った人たちの就労を支援すべく頑張っておる姿を思い浮かべておったところです。その佐賀コロニーが鳥栖市に移転して、さて、佐賀コロニーの跡地をどういうことに生かしていこうかということが議論になって、平成三十年に遡りますが、地元の自治会から要望書が提出されました。まさに県の産業団地の立地ということと要望書の提出があつて、今日まで来ております。コロニー跡地が九・四ヘクタール、それプラス近隣の農地の五・一ヘクタールを加えて十四・五ヘクタール規模の県の産業団地を整備するということが今日に至っております。

令和二年六月には、佐賀コロニー跡地開発検討委員会、これは校区自治会中心であります、その検討委員会なるものが設立されました。そして、地元の開発検討委員会と地域住民、県、佐賀市と協議をしながら今日まで整備を進められてきた経緯があります。

この地域の拠点の環境なるものは、コロニーはちよつと高台にあります、その周辺は、特に水害が頻繁に起こるような低平地でもあります。そういうようなことから近隣住民からすると、排水問題を非常に敏感に捉えざるを得ない地域性があります。

そういうところで、今、造成工事が進捗いたしておりますが、まず、今の産業団地の造成事業の進捗状況はどうなっているのかお聞きいたします。

○西田企業立地課長Ⅱ造成事業の進捗状況についてお答えいたします。

約一年前の令和五年十二月の佐賀市との開発協議の成立を受けまして、現在、当該産業団地の造成工事をまさにに行っているところでございます。

産業団地整備に伴つて変更となります敷地内の農業用排水路の付け替え工事、宅地の外側に付け替えるということですが、こちら、令和六年八月に完了しております。また、企業に分譲する区画の造成、そして調整池の北側擁壁工事について、令和七年二月までの予定で実施しているところでございます。今年度、調整池の南側の擁壁工事、そして団地内を通る道路の改良工事、こちら十二月に発注いたしました、今後、実施することとしております。

以上になります。

○留守委員Ⅱ今の進捗状況をお示しいただきました。これは今ずっと造成工事がなされておりますが、遡ると平成三十年から要望して、そして令和元年度に基本設計、次年度に実施設計ということで、用地買収も一部ありましたので、着工が昨年の後半からだつたと思います。ここまで来るのに、もう五、六年たつております。

それで、佐賀コロニー跡地の県営産業団地と川上校区の検討委員会がずっと検討を重ねてきておられます。どれくらいやっているのかなと思つていたら、今年の九月二十七日の検討委員会が第十一回ということで、十一回に及ぶ検討委員会が行われてきております。これはまさに県、市の行政が入つて地元を経過説明をしながら、折々の問題点がないかという聞き取りも含め、頻繁に、親切に検討委員会を開かれた結果だと思えます。

この十一回をひもといてみると、地元から意見が出てきているのは、調整池の容量とか排水対策が、その都度、問題提起なり指摘がされております。先ほど課長の答弁にもありましたように、農業用排水路にも着工しているということですが、先ほど申しましたように、低平地がゆえに、特に下流住民からす

ると、十四・五ヘクタールが開発されて、雨水処理が本当にこれで大丈夫かというのは、いまだに心配が付きまっております。

そういう中で今進んでおるわけですが、この造成事業の今後の予定並びに造成完了時期はいつ頃になるんですか。

○西田企業立地課長Ⅱ造成事業の今後の予定、そして造成の完了時期、この団地の完成時期ということでお答えいたします。

引き続き、調整池、そして団地内を通る道路の改良工事を進めまして、来年度、残りの事業として上水道、そして広場・緑地、道路舗装の工事を予定しているところでございます。工事を完了いたしますと確定測量を行いまして分譲となります。

分譲開始の時期については、令和七年度中を目標としておりまして、現在取り組んでおるところでございます。

以上です。

○留守委員Ⅱ造成完了時期は、令和七年度中ということでした。ここまで調整池の問題、それから調整池の余水吐きの問題、それから、佐賀市が隣接地にかつて都市公園事業で整備した中央公園、その南に調整池があるんですよ。そういうものは佐賀市で手当てをしておる状況です。

ここでちょっと聞きたいのは、課長が言うように、県としては十四・五ヘクタールの域内のことはちゃんとやっていると。それから、排水路の問題も手立としておるということでした。佐賀市がやるべき手立て、中央公園の南側の調整池を、さらなる調整池整備でやっておるんですが、その西側には都市公園事業でやった花しょうぶ園なるものもあります。あの辺一帯を県の佐賀市と連携を取ってやってくれないと、住民側からすると、県は県のことしかしてくれんもんねとか、県のことしか考えとらんもんねという意見があります。やっぱり住民からすると、県がしようと、市がしようと、やっぱり不安払拭にならない

いと、そこは住民が納得しないわけで、そういうものが心配の具になっているというのがあります。

検討委員会を十一回重ねてきておるわけですから、恐らく産業団地の南側に調整池を設けて、そこから余水吐きで、聞くところによると、毎秒〇・八トン放出するということなことですけれども、それで本当に排水が、道路沿いに排水路がありますけれども、あの排水路の許容量は大丈夫かなということも指摘がされております。

そういうのは、技術的、構造的な計算でもって今手立てをしておると思いますが、そこあたりは完成したけれども、またずんぶん浸かったということについては、ほら見るといことになりますから、そこらあたりの手立ては排水問題も含めて県と佐賀市は連携しながら事に当たっているんですかね。課長、どうですか。

○西田企業立地課長Ⅱ委員から御案内いただいたとおり、産業団地内の排水計画については、都市計画法に基づいて定められた技術的基準に従って、この区域内に降る雨水が下流に一気に流れないようにする調整池を設けております。こちら委員からお話がありましたとおり、地区の検討委員会のほうからいろいろな声が聞かれたことから、令和元年の豪雨データなども参考にさせていただきながら、開発に伴って周辺の浸水被害が大きくなるように調整池の容量を計算して、端的に言うとき大きめに取っているということでございます。

佐賀市におきまして、周辺の浸水被害の軽減対策としまして、団地南側の大和中央公園に隣接する市管理の真手川の水位が上昇した際に、公園の南側の一部を活用しまして、こちらに一時的に雨水を貯留できるように遊水地の整備が進められているところでございます。佐賀市からは、現在整備中の遊水地で一定の浸水被害軽減につながると聞いておるところでございます。

周辺地域の浸水被害の軽減、こういう環境については、企業さんを誘致する

ときにすぐく大事な話になってますので、我々としても市とよく話し合いながら進めていきたいなというふうに考えているところですよ。

以上です。

○留守委員Ⅱ特に先ほどから申しますように、排水問題が後々禍根を残さないような手立てをひとつ市と連携してやっていただきたいというふうに思っています。

さて、造成が完了した暁のことですが、ここはもともと、校区住民もそうではありませんけれども、あのサイドを見ると中山間・山麓地帯、佐賀市の北部と、それから小城市北部のエリアの産業団地は、若手の人口流出を食い止める、そして雇用労働力をとどめるというようなことで、住民として非常に期待感があります。そういう中でここまで来たわけですよ。

さて、この産業団地への企業誘致は、それこそ県内のエリアごとに産業団地があるんだけど、この産業団地はまだ名称も正式にはついていないということだが、この産業団地は、どのような業種と申しましょうか、どういう格付、概念というコンセプトになるんですが、どのようにこの造成を図って、企業立地を図ろうとしているのか、そこらあたりどうですか。

○西田企業立地課長Ⅱ企業誘致の考え、現状についてお答えいたします。

当該産業団地は工業用水の供給地ではないため、供給可能な水量が限られておりますが、佐賀大和インターチェンジからも近く、一定規模の用地を求め企業ニーズに対応できる面積を有しております。そして、県内で最も人口の多い佐賀市内にあるということも利点になっております。人材確保の観点からも企業の進出先として魅力的な産業団地となっていると考えております。

昨年十月に決定されました地区計画で、製造業、そして試験研究施設、それらに付随する施設などが対象となっております。例えば、大量の水を使わないような機械組立て工場ですとか、また、研究開発施設などが誘致のターゲットになると考えております。

造成中ではございますが、パンフレットにも掲載いたしましたして、各種広報を活用しまして、分譲予定時期を示しつつ、今、誘致活動を行っておるところでございます。既に何件か、お問い合わせをいただいているという状況になっております。

以上、お答えします。

○留守委員Ⅱ何件か引き合いもあっているということですが、地区計画を策定して、それに合った企業を誘致するということであります。今、企業誘致を県内で考えると、それぞれに地域性も違うし、それぞれの産業団地の特性と違いますよか、そういうものがあつてしかるべきと思います。そうしたときにこの大和の産業団地は、名称すらついてないんですが、今言った地区計画に基づいてということだけでも、県にとつては、例えば業種的にいうと、どういう業種、製造業と言ったけれども、例えば自動車産業なんかも含まれるのかどうか。それと、十四・五・ヘクターの中で核となる工場があつて、その周りに中小の企業が立地するのか、その辺の考えはどうですか。

○西田企業立地課長Ⅱ人口減少が進行する中で、企業誘致に取り組むに当たっては、若者が佐賀で働き、活躍したいと思えるような企業、また、付加価値の高い企業ということで、我々、重点分野ということを定めてますので、そちらの中で、例えば自動車関連でいいますと、次世代モビリティとか、そういった先端の製品をつくって付加価値が高いような企業、賃金も高く保つていただけるような企業ということターゲットに、今、誘致をしているところです。半導体もその重点産業の中に入ってますし、化粧品も入っています。ただ、水を大量に使えないというところで我々も誘致を進めていきたいなというふうに考えているところです。

以上になります。

○留守委員Ⅱこれはもう条件が限られていますから、熊本の菊陽町のように

いかないと思います。TSMCじゃないんですが、頻繁に半導体、半導体と言っているんですが、どこかで頭打ちになるということも想定されるわけですし、そこを狙っているというこの考えを私を持ってませんが、やっぱり沿線住民からすると期待感が非常に大きいというのは受け止めていただきたい。まさに首都圏本部なんかでも営業等々やっておられると思いますが、早い時期に核となるような企業が明らかになることを地域住民は期待をいたしております。そうすることによって操業開始までの期間というものが出てくるんですけれども、いつ頃、操業開始というところまでこぎ着けられるんですかね。これはスケジュール感になりますが、いかがですか。

○西田企業立地課長 操業までの期間についてお答えいたします。

企業様がここに進出するというのを決められてから操業開始までの期間につきましては、各企業様の事業計画により異なるので一概には言えないところでございますが、本県の過去十年間の進出企業の平均値を取りますと、操業開始まで大体一年半程度という形になっております。企業様が決められてから、それぐらいの期間で工場が建って操業に結びつくという形になっております。

以上です。

○留守委員 〓おのずとこのスケジュール感が出てくるんですが、令和七年度後半に分譲が可能となった場合、一年半後ということになります。やっぱりここまでは年月を費やしたわけですから、これから先は近隣住民、あるいは開発検討委員会の了解が得られると、今度は住民の皆さん方も早く操業せろということは大合唱になっております。不安は付きまといておるわけですが、これはもう、排水問題は課長が言ったように、構造計算等々もしながら余裕のある排水ということでありますから、それを信じて早く造成を完了して、次世代を担う若者が、あそこに働く場として定着して、そして中山間地域も含めて、あの一帯が過疎化にならないような期待を我々は持つておるわけです。

そういう意味で、手は打っておるでしょうけれども、今後、どのように企業誘致に取り組んでいくのかお伺いしたい。

○西田企業立地課長 〓企業誘致の今後の取組についてお答えいたします。

今年度、当該産業団地をPRするための広報事業をこれから予定しております。立地環境としての強みをしっかりアピールしながら、首都圏事務所や関西・中京事務所とともに企業への訪問活動を行うなど、積極的に企業誘致活動に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○留守委員 〓課長から答弁いただきました。この産業団地、コロニー跡地の関わり合いは、光武企業立地統括監は一部始終分かっていると思うけれども、あなたじゃなくて部長に聞きます。(笑声) トップにやっぱり聞かんとき。これ、部長は知っているように、東部からずつと産業団地が、林立という言葉は適当ではないかも分らんけれども、立地しました。

そうしたときに、この大和の産業団地がどういう位置づけで地域の雇用、労働力を生み出すかという期待感というのが住民には非常にあるんですよ、佐賀市もそれは思っている。

そういう意味では、期間は経過し過ぎたけれども、本当に喫緊の課題として、企業誘致に部長自ら命を發して取り組んでほしいというふうに思いますが、いかがですか。

○井手産業労働部長 〓この佐賀の地で生まれ育ち、学んだ方々の就職先、もちろん活躍の場として、または外から呼び込むための場所として、地場企業さんを盛り上げるのももちろんですけれども、こうした付加価値の高い企業誘致を進めることは、とっても大切なことだと思います。

この団地につきましては、先ほども課長が答弁しましたが、インターに近くて、なおかつ約十ヘクタールほどの規模感があって、なおかつ佐賀市で人材

確保にも有利だと思えます。そうしたアピールポイントですね、貴重な団地でございます。そうしたアピールポイントを十分駆使して企業誘致に取り組みまして、地元の皆さん、県民の方々にぜひ喜んでいただくように全力を尽くします。

私からは以上です。

○留守委員Ⅱこれ、十五ヘクタール近くです。これは五・一ヘクタールほど樹園地がありました。優良農地がどうしても必要ということで地権者も実は協力した経緯があるんです。そういうことで協力しながら今造成を図っておるわけですから、そういう意味では、もうちょっと、企業次第では拡張の余地だつて実はあるんですよ。今の形状を見ると変な形状になっているんだけど、なぜこういうことをしたかというところ、こっち側に家が一軒あるのをかけずに、ぐりぐりと曲がつたような形状になっております。ここはあなたが言ったように、交通の利便性はすごくいいんだよね。だから、相手さんからすると、そこあたりをにらんで来られた場合は、企業にも非常に貢献できる要素が多分にあると思えます。ですから、そこらあたりをぜひひとつ捉えていただいて、光武統括監も一緒になって汗をかいていただきたい。よろしく願います。

終わります。

○酒井委員Ⅱ皆さん、こんにち。最後の質問者になりましたが、今日は三問ほど質問いたしますので、よろしく願います。

一問目が、主要農産物の近年の生産状況と今後の展開について、二問目が畜産振興について、三問目が新規就農者の確保についてお尋ねしますので、答弁をよろしく願います。

私は、現在、農業、食料、農村が非常に厳しい状況にあると思っております。

農業と農村を守るためにはどうすればいいんだろうか。二〇五〇年には農業経営体が二〇二〇年に対して約八〇％減少すると言われております。農業産出額

が半減し、人口も約二〇％減ると予測されております。農業従事者の確保と所得水準の向上は必須であると思っております。また、収益性の高い品目の導入や生産拡大、経営力に優れた担い手の確保、育成、SDGsや環境保全に資する取組などが必要になってくると思います。

佐賀県の農業が将来にわたり発展し続けるためには、県民はもとより、市町、農業団体と一体となって振興に取り組む必要があると思っております。

このような中で、佐賀県では令和元年度から農家をはじめ、JAや市町など、関係者と一体となって「さが園芸888運動」を展開されております。この運動では、平成二十九年に六百二十九億円であった園芸産出額を令和十年までに八百八十八億円とするという、極めて高い目標を掲げられております。

私は、先月の決算特別委員会において、令和五年度の「さが園芸888運動」関連事業の取組状況について質問をいたしました。そこでは、県は、農家経営の発展や産地の維持、拡大に必要な施設や機械の整備などのハード面に対する支援と、収量、品質の向上や新たな産地づくりに向けた取組などのソフト面に対する支援を実施しているとの答弁をいただいております。

「さが園芸888運動」は、開始から五年を経過し、生産面積の拡大や担い手確保の面から、いろいろな成果が出ていているところですが、目標を達成するために、水田農業を大切にしつつ、直面しておる課題を解決しながら、取組をさらに加速させていくことが重要であると思っております。

そこで、次の点について伺います。

まず、野菜の中でタマネギについてお尋ねいたします。

タマネギの生産状況についてですが、近年のタマネギの生産状況はどのようなところなのかを園芸農産課長にお伺いいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱタマネギの生産状況についてお答えします。

国の統計資料においては、直近の令和五年産の作付面積について二千百三十

ヘクタールとなっております。これは五年前の平成三十年産と比較しますと、約三百ヘクタール減少しております。また、収穫量につきましては、令和五年産は九万七千六百トンとなっております、これも平成三十年産と比較すると約二万一千トン減少している状況でございます。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ五年前と比較して約三百ヘクタール減少しているというふうなことでございます。その生産状況を踏まえて、こういうふうには減少するという課題があると思います。その課題と今後の展開について伺います。

県では、露地野菜の作付面積の拡大やタマネギの振興に係る推進体制の整備及び省力集出荷貯蔵システムの実証試験などに取り組まれております。

そのような中で、タマネギの生産における課題はどのようなものがあるのか。また、課題を踏まえて今後どのように取り組んでいこうとされているのか伺います。

○川崎園芸農産課長Ⅱタマネギ生産の課題と今後の展開についてお答えします。まず、課題ですが、タマネギにつきましては、収穫機など省力化機械の導入が進みまして、一戸当たりの作付面積は拡大してきております。ただ、農業者の高齢化などによりまして栽培をやめる小規模農家が多く、全体の作付面積が伸び悩んでいることが主な課題として挙げられます。

それを踏まえた今後の展開でございますが、農作業の軽減が図られる機械化一貫体系の推進を引き続き行っていきますとともに、さらなる省力化が可能となる大型鉄製コンテナを用いた収穫・出荷体制の整備や、小規模農家の作付面積維持のための農作業受託や農業機械の共同利用の仕組みづくりなどに取り組んでみまして、本県の主要品目であるタマネギの作付面積拡大を図ることとしております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ今、課題を言われましたが、そういうふうなことで特に農家の生産安定のために指導等をよろしくお願いいたします。

次に、イチゴについてお尋ねいたします。

近年のイチゴの生産状況はどのようになっておられるのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱイチゴの生産状況についてお答えします。

タマネギと同じく国の統計資料で御紹介いたします。直近の令和五年産のイチゴの作付面積は百五十ヘクタールとなっております、平成三十年産と比較いたしますと、約三十八ヘクタールが減少している状況でございます。

また、収穫量につきましては、令和五年産は六千六百二十トンとなっております、平成三十年産と比較しますと約千三百トン減少している状況でございます。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ先ほど言われましたように、作付面積は約三十八ヘクタール減少し、収穫量は約千三百トンも減少しておることでございます。こういうふうには減少している課題があると思いますので、県では、イチゴ産地の振興を図るために大規模経営体の育成とか、高収益栽培技術の普及、出荷期の前進技術（トンネル栽培）の実証・普及、パッケージセンターの活用モデルの実証の四つの取組を実施しております。

そのような中で、イチゴ生産における課題はどのようになっておられるのか。また、課題を踏まえて今後どのように取り組んでいこうとされているのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱイチゴ生産の課題と今後の展開についてお答えします。

まず、課題でございますが、イチゴにつきましては、栽培面からの課題がございます。夏場の育苗時期の異常な高温の影響もありまして、定植前の苗の花芽のつきとか苗の定植、その後の生育の遅れが見られます。そういったことで高単価での販売が見込まれます年内の収量の確保が難しくなっている

ことが挙げられます。

また、人のところで言えば、高齢化に伴いまして生産者数は減少し、産地規模が縮小していることが主な課題として挙げられます。

今後の展開でございますが、夏場の高温への対応としましては、定植前のイチゴの苗そのものを冷やすことが効果的でございますことから、育苗期に使う苗の容器を、従来、ビニール資材が多々ございますが、従来のビニール資材から気化熱による冷却効果がある紙製の資材へ変更することを推進しているところでございます。

加えて、今年は、JAの冷蔵庫などで苗を強制的に冷却する「株冷処理」技術の現地実証を行っております。一定の効果が見られていることから、来年度での取組拡大の方策を検討しているところでございます。

また、産地規模の縮小への対応としましては、技術を新たな農業者に教えるトレーナー制の拡大や、トレーニングファームを核とした新規就農者の確保対策はもとより、今後、産地を支えていく中堅農業者による規模拡大が進むよう、労働力確保や中古ハウス活用に関する働きかけなどを行い、産地の維持拡大につなげていくこととしております。

以上、お答えします。

○酒井委員⇨天候に左右されて全体的に定植が遅れたり、いろんな課題があるようございます。そういうようなことを含めて生産が安定するように農家の指導を行っていただきたいと思っております。

次は、果樹についてお尋ねいたします。

露地ミカンの生産状況についてです。

近年の露地ミカンの生産状況はどのようになっておられるのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長⇨露地ミカンの生産状況についてお答えします。

これも同じく国の統計資料で言わせていただきます。直近の令和五年産の栽

培面積、これは結果樹面積ですが、千五百八十六ヘクタールとなっております。平成三十年産と比較すると約四百ヘクタール減少しております。収穫量については、令和五年産は四万四百トンとなっておりまして、平成三十年産と比較すると約千二百トン減少している状況にございます。

以上、お答えします。

○酒井委員⇨露地ミカンにいたしましても減少しておるような状況でございます。露地ミカンの栽培面積は年々減少しておりますし、生産量も少なくなっておりますが、露地ミカンの生産における課題は、先ほども出ておりましたが、どのようなものがあるのか。また、課題を踏まえて今後どのように取り組んでいこうとされているのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長⇨露地ミカンの課題と今後の展開についてお答えします。

露地ミカンにつきましては、近年、単価が高値で安定しており、規模拡大を図る好機ではございますが、やはり傾斜地での栽培が多いということ、それと機械化も進んでいないことなどから、防除等に多大な作業時間を要することが課題として挙げられます。あと、人口減少や他産業との競合によりまして雇用労働力の確保が難しいということなどで、容易には規模拡大ができない状況にあることが主な課題として挙げられます。

こうしたことから、県としても農業者の規模拡大が進むよう、果樹団地や水田など、作業性の高い平坦地域での園地の拡大、また、防除作業へのドローン活用などスマート農業の導入、あと農福連携や農業者と求職者を結びつけるマッチングアプリの活用など、省力化や雇用確保のための取組の拡大を推進していくこととしております。

以上、お答えします。

○酒井委員⇨先ほど言われましたように、人口減少で雇用の問題とかいろんな課題が出てきたようございます。その課題について農家やJAあたりに指導

していただきたい、そして農家の生産力を高めていただきたいと思っております。

次に、米についてお尋ねいたします。

近年の米の生産状況はどのようになっておられるのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ米の生産状況についてお答えします。

直近の令和五年産の主食用米の栽培面積につきましては、二万一千七百ヘクタールとなっておりまして、これは平成三十年産と比較しますと二千三百ヘクタール減少しております。また、収穫量につきましては、令和五年産が十一万三千百トンとなっておりまして、これは平成三十年産と比較すると約一万四千トン減少しております。

なお、この主食用米につきましては、国からの需給情報等を参考として、県やJAで構成します農業再生協議会で設定します生産の目安に基づいて、各地域では需要に応じた生産が行われているところでございます。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ米についても同じように約一万四千トンの減少ということで、ずっと減少しておるような状況でございます。

そうしたことを踏まえて、令和六年産米のJAグループ佐賀の相対取引価格——一等米、六十キロ——を見ると、「さがびより」が前年産より六千三百円増の二万一千円、「夢しずく」が前年産より六千三百円増の二万五百円、「ヒノヒカリ」が前年より六千五百円増の二万四百円となっております。作柄は平年並みと公表されており、生育期を通しておおむね天候に恵まれたことや、生産者の細やかな肥培管理によるものと思います。

このように、今年は順調な生産販売となっておりますが、米の生産における課題はどのようになっておられるのか。また、課題を踏まえて今後どのように取り組んでいこうとされておられるのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ米の生産に関する課題と今後の展開についてお答えします。

米につきましては、国では、需要が毎年十万吨程度減少していくと試算されておりまして、今後、作付を大きく伸ばしていくことは想定できませんことから、限られた作付面積で、より多くの所得を確保するためには、先ほど委員から紹介があったように、価格が上がるということに加えまして、生産コストをできるだけ低減していくということが主な課題として挙げられます。また、生産者の高齢化が進みまして担い手の減少が進む中においては、農業の省力化が喫緊の課題となっております。

こうしたことから、まず、生産コストの低減につきましては、機械作業や栽培管理の効率化を図ることで、人件費や資材費などを抑える取組としまして、作付品種ごとの団地化や作業の共同化、箱苗の数が少なくて済み、育苗に要する期間も短くできます短期苗技術、こういった省力技術の普及拡大などを進めていくこととしております。

また、省力化につきましては、田植え等の必要がない直播栽培技術の導入、ドローンとか直進アシストを利用した田植機、トラクターに装着する自動操舵システムなどのスマート農業技術の導入などを推進していくこととしております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱるる課題を言われましたけれども、そういう課題を農家とかJAあたりといろいろと話し合いをしながら、生産が安定し、向上に向けて取り組んでいただきたいと思っております。(副委員長、委員長と交代)

次は、農家負担軽減対策についてお尋ねをいたします。

農産物は、なぜ価格転嫁しづらいのか。農産物は一般的に生産者からJAなどの出荷団体から卸売市場、仲卸業者、小売業者、消費者と流通する過程で多

くの売買が発生しております。消費者は、より安い店を探し、小売業者は、より安く仕入れようとするところから、価格競争が起きやすいためと考えられます。

一方で、農家にとっては、肥料や飼料を節約することは困難であり、メーカーが価格を上げれば、高くても購入し、使わないといけないといった構造になっております。

このため、県外では、農家の負担を少しでも軽くするための取組を行っている地域もあります。例えば、この前、新聞に載っておりますが、宮崎市にあるJA宮崎経済連では、県産ピーマンを対象に、ビニールハウスで使用する重油価格の変動分を出荷価格に反映させ、サーチャージ制度を導入して重油価格が基準範囲を上回れば出荷価格を引き上げ、下回れば出荷価格を引き下げるといった取組をされているようです。

佐賀県では、県内の農家の負担軽減に向けてどのように取り組んでいくのか伺います。

○川崎園芸農産課長⇨農家の負担軽減対策についてお答えします。

委員御指摘のとおり、肥料や燃料などの生産資材価格は高止まりしております。委員御指摘のとおり、肥料や燃料などの生産資材価格は高止まりしております。そして、農業経営へ与える影響は大きいものと認識しております。

このため県では、農家の負担が少しでも軽くなるよう、国の事業を活用した支援や県独自の支援を講じているところでございます。

具体的には、肥料の高騰対策としまして、肥料使用量の低減に取り組む農家の肥料購入費用に対する助成だとか、堆肥等の地域資源の活用に必要なとなる機械、施設等の整備への助成、こういったものを実施してきたところです。

また、燃油の高騰対策としまして、重油や灯油などを使用する園芸農家の燃料購入費用に対する助成。それと燃油使用量の削減につながりますハウスの多重ビニール被覆だとか、循環扇、あるいは電力で加温するヒートポンプなどの省エネ装置・機械の導入への助成。あと、JAなどの園芸用集出荷施設等の省

エネ能力の高い冷蔵設備の再整備への助成などを実施しているところでございます。

依然として、肥料や燃料など農業資材の価格は高い水準にございますことから、今後も農業経営者の経営状況や農業資材価格の動向を注視しながら、農業者の負担軽減につながるような取組を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○酒井委員⇨先ほどから、農家の負担軽減を、肥料の購入等いろいろとしておるといことですが、こういうことは農家あたりには徹底しているんでしょうか、その辺はどうですか。

○川崎園芸農産課長⇨こういった支援策については、令和四年度からやっておりまして、各地域でもJAなり市町等を通じて、各種事業がございますけれども、この事業は浸透していると思います。特に、重油の高騰対策というのは、対象者の方も一件一件、リスト化して整理しているところでございますので、重油を使う生産者の方は、こういった支援策を御活用しているというような状況でございます。

以上、お答えします。

○酒井委員⇨支援策によって農家の負担をなるべく軽減していただきまして、こういうのをどんどん取り入れていただきたいと思っております。

次は、二問目の畜産振興についてお尋ねをいたします。

今年、本県産の黒毛和牛が「佐賀牛®」として販売を開始されて四十年目の記念の年であります。「佐賀牛®」は、生産と販売が一体となったブランド化に向けた取組の結果、現在では、全国でも高い評価を受けております。特に近年、佐賀県や農業団体では、輸出にも力を入れて取り組まれており、令和五年には、香港や台湾、タイなどへ過去最高の約八十五トンが出荷されております。

そこで、肥育牛のうち和牛の販売状況についてですが、令和六年四月から十月の肥育牛の販売状況はどのようになっておるのか伺います。

○石松畜産課長 肥育牛のうち和牛の販売状況についてお答えいたします。

令和六年四月から十一月までのJAGグループ佐賀の販売実績を見ますと、出荷頭数は九千五百九十二頭、これは前年同期比で九九%となります。枝肉単価は一キロ当たり二千二百八円、これは同じく前年同期比で九八%です。販売額は百三億九千万円、前年同期比で九七%となっております。

以上、お答えします。

○酒井委員 先ほど報告をいただきましたが、出荷頭数が九千五百九十二頭、販売額が百三億九千万円となっておりますということで、本当によく頑張っておるなということで感心をいたしております。

そのような販売状況を踏まえて、今後、どのように展開していかれるのか伺います。

「佐賀牛®」の肥育素牛については、その多くを県外からの導入に頼っておるようでございます。また、経営コストに占める割合が高い飼料の多くを輸入に依存しております。

私は、本県肉用牛の持続的な発展のためには、肥育素牛の県内での生産拡大や、飼料自給率の向上が重要であると考えておりますが、県では今後どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○石松畜産課長 肉用牛生産の今後の展開についてお答えいたします。

本県の肉用牛を持続的に発展させていくためには、海外でも高い評価を得ております「佐賀牛®」のブランド力をさらに高めていくとともに、肥育素牛や飼料の県内自給率を向上させるなどの取組を進めていくことが重要と認識しております。

こうしたことから県では、委員の御質問にあった肥育素牛の県内自給率向上

に向けましては、優良な繁殖雌牛の導入や牛舎などの施設整備の推進、繁殖農家の規模拡大や、繁殖と肥育の一貫経営の取組推進、また、肥育素牛の生産拠点となるキャトルステーションやブリーディングステーションの整備の推進などに取り組んでいくこととしております。

また、飼料自給率の向上に向けましては、牧草や青刈りトウモロコシなどの飼料作物や、耕種農家でも栽培しやすい稲発酵粗飼料、いわゆるWCS用稲や、飼料用米等による自給飼料の生産拡大と利用の推進などに取り組んでいくこととしております。

県としては、こうした取組を、生産者をはじめ関係団体など一体となって進めることにより、「佐賀牛®」をはじめとする本県肉用牛の持続的な発展を図ってまいります。

以上、お答えします。

○酒井委員 今、報告を受けましたように、すばらしい生産活動をしていただいております。本当にありがとうございます。

次は、新規就農者の確保についてお尋ねいたします。

佐賀県の農業・農村の維持発展を考えたとき、作物を作る以前の問題、農業の担い手、新規就農者の確保が一番大事だと私は思っております。

農業の生産技術は、日々進歩しております。農業機械の自動化やドローンを活用したスマート農業などが農業の現場に普及しつつあります。しかし、そういった技術を利用して農業生産を行っていくには人が要るわけです。作物は人間が作るわけですから、作り手がいなければ、いくら、どの作物が良いとか悪いとか、この技術が良いとか言っても仕方ありません。

行政としてしっかり取り組んでいく必要があり、新たに農業を担う人材を増やしていく、新規就農者の確保や取組が何よりも重要ではないかと私は考えております。

現在、佐賀県では新規就農を促進するため、実践研修施設や園芸団地の整備、トレーナー制の導入など様々な取組を行われております。今後、そういったことをどんどん取り入れていただいて、若い世代の方々が農業をやってみようと思うような取組を進めていただきたいと思います。

そこで、次の点について伺います。

県外、県内各地域での就農啓発セミナーの開催状況についてですが、幅広いルートから意欲ある人材を確保する必要があると思っております。佐賀県農業の魅力や就農支援策を発信するためには、就農相談特設ホームページを開設し、県内各地で開催される就農啓発セミナーの開催情報や研修施設の紹介など、就農支援情報を提供する必要があると思っております。

県外や県内各地域での就農啓発セミナーの開催状況について伺います。

○佐伯農業経営課長 県外や県内各地域での就農啓発セミナーの開催状況についてお答えいたします。

まず、県外での開催状況についてですが、今年度、首都圏など大都市で開催されております就農イベントですとか、佐賀県への移住促進セミナーに参加しております。十一月までに既に七回開催しております、佐賀県農業や就農情報の紹介を行っております。

次に、県内での開催状況ですが、各地域におきまして、市町や農協、生産部会と農業振興センターが連携し、その地域の主要な園芸品目を中心に啓発イベントを実施しております。

イベントでは、栽培概要や収益性、経営開始に必要な経費の説明のほか、先輩農家からの体験談や実際に栽培されている圃場やハウスの見学、作業体験などを行っております。

今年度、令和六年度はキュウリ、イチゴ、アスパラガス、ミカン、シャインマスカットなど、これらにおきまして十一月末現在で計十六回実施されてお

ます。延べ百四十八組百五十九名が参加されております。

以上、お答えいたします。

○酒井委員 今言われましたように、これについては本当によく頑張っておられるなど。これは佐賀新聞の十一月三十日の新聞ですが、(資料を示す)「白石町で実証実験 ドローンで輸送」、「新規就農者ら雇用管理学ぶ」とか、「農福連携の技術支援者育成」とか。「新規就農者の経営力向上へ」とかは白石町でセミナーを開催され、よく頑張っているなど思っております。

それでは、新規就農者の状況についてお尋ねします。

近年の新規就農者数の推移を見ますと、平成三十年が百六十一名のうち女性が三十人、令和元年が百七十二名のうち女性が四十五人、令和二年が百六十六名のうち女性が四十四人、令和三年が百六十人のうち女性が三十九人、令和四年が百八十三人のうち女性が四十八人、令和五年が百六十二人のうち女性が四十人です。

令和六年の新規就農者数は何名であったか。また、その年代や営農部門はどのような結果であったのか伺います。

○佐伯農業経営課長 令和六年の新規就農者の状況についてお答えいたします。佐賀県における令和六年の新規就農者数は百六十二名となっております、そのうち女性の就農者は四十二名となっております。

その百六十二名を年代別に見てみますと、十五歳から二十歳までが十五名、二十一歳から三十歳までが四十名、三十一歳から四十歳までが四十九名、四十一歳から五十歳までが四十一名、五十一歳から六十歳までが十三名、そして六十歳以上が四名となっております、五十歳までに就農された方が全体の九十%を占めている状況です。また、平均年齢は三十六歳となっております。

次に、経営部門ごとに分類いたします。多いものから申し上げますと、まず施設野菜が八十一名で全体の五〇%を占めております。次いで米麦が二十七名、

果樹が二十四名、露地野菜が十五名、畜産が十名などとなっております。施設野菜、果樹、露地野菜などの園芸部門の占める割合は全体の七六％となっております。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱ今、報告をいただきまして、令和六年の新規就農者数が百六十二名、そのうち女性が四十二名と言われましたけれども、これが多いと思うのか、少ないと思うのか、その辺はどういうふうな判断か。

それから、いろいろな営農部門の中で何名という数字を言われましたが、それ自体が多いのか少ないのか、これは県はどういうふう感じてありますか。

○佐伯農業経営課長Ⅱまず、女性の四十二名が多いのか少ないのか、あと、営農部門の状況をどのように捉えているのかという二点を御質問いただいたと思います。

まず、女性の四十二名ですが、ここ数年、二五％前後が女性の就農割合となっております。トレーニングファーム等を整備して研修等をやっておりますが、その中を見ても女性の研修生も少しずつ増えているという実感があります。女性の農業分野での進出というのは、さらに進めていきたいと思っております。で、現状の二十五、六名ではなくて、その数値は高めていきたいと考えております。

あと、営農分類ごとですが、県では、今、米麦を基軸にしながら、「さが園芸888運動」を進めております。そういった中において園芸部門が全体の七六％を占めると、その中でも施設野菜が五〇％となっております。運動の成果が十分出ているかと思っております。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱ先ほども言われましたように、就農者数は女性は少ない。それから、営農部門についても少ないということですが、これに対して増えるような

努力を何かやっておりますか。

○佐伯農業経営課長Ⅱ女性農業者を増やす取組というところの御質問かと思えます。

今、若い女性を増やすために、先ほど、各地域で就農イベントを開催していると申しましたが、都市部でもやっております。その中で農業のイメージを変えるという意味で、農業のすばらしさ、農業もかっこいいんだということを御紹介するという意味で、昨年、県内から若手の女性も含めた二十名の農業をされている方々を紹介する冊子を作成して、広く就農イベント等でも紹介しております。その中で女性の方にも佐賀県の農業に関心を持っていただくこと、そういう取組を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱそれでは、新規就農者を育成、確保するためのシステムについてお尋ねいたします。

唐津東松浦地区では、令和六年度にイチゴとアスパラガスのミニトレーニングファームを整備し、就農希望者に対し、県やJA、生産部会等と連携して、野菜栽培の知識、技術などの研修を実施されております。令和六年度には、さらにキュウリと中晩柑のミニトレーニングファームの整備が計画されており、地域で新たな担い手を確保、育成する体制の構築が進んでおります。

そこで、県全体では、新規就農者を確保、育成するシステムとしてどのようなことに取り組まれているのか伺います。

○佐伯農業経営課長Ⅱ県全体で、新規就農者を確保、育成するシステムにどのような取り組みをしているのかについてお答えいたします。

県では、新規就農者を確保、育成していく仕組みとして、就農希望者の呼び込みから、栽培技術や経営ノウハウを習得するための実践研修、さらに、就農する際の農地の確保や栽培施設・機械の整備まで、切れ目ない支援に取り組ん

でおります。

具体的に幾つか取組を御紹介いたします。

まず、就農希望者の呼び込みにつきましては、先ほど御紹介した就農啓発セミナーを県内外で開催しております。

また、研修関係ですが、平成二十九年度から、学びながら模擬経営を行うことができるトレーニングファームの整備を進め、現在、県内に園芸で五カ所、畜産で一カ所の計六カ所を設置しているところでございます。

また、生産部会内の優れた農家の方を指導者として位置づけまして、新規就農者を育成するトレーナー制の推進にも努めております。

令和五年度からは、トレーナーの圃場の近くに小規模な研修ハウスを整備し、就農希望者に対して研修を行うミニトレーニングファームの整備に取り組んでおりまして、先ほど委員からも御紹介がございましたが、令和五年度は四カ所、今年度は三カ所の整備を進めているところでございます。

このほかにも、営農開始に必要な園芸ハウス・機械導入や農地の取得に対する支援、園芸団地の整備、また、高騰するハウス建設費への対応といたしまして、農業をやめられる方の中古ハウスを新規就農者に継承する仕組みづくり、こういったことにも取り組んでおります。

本県農業が将来にわたり持続的に発展していく上で、意欲ある新規就農者を確保、育成していくことは、極めて重要な取組です。引き続き、市町、JAなどと連携し、しっかりと取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱいろいろと取り組まれております。しかし、なかなか後継者ができない。なぜだろうか。やっぱりもうひとつ内容を考えていろいろしてもらって、若い世代の方が農業をやってみようと、そういうふうにするような取組を今後進めていただきたいと思います。思っております。

これで終わります。

○古川委員長Ⅱこれで質疑を終了します。

暫時休憩します。

午後二時二十四分 休憩

午後二時二十五分 開議

○古川委員長 Ⅱ委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○古川委員長 Ⅱまず、甲第四十三号議案中本委員会関係分、乙第六十四号議案、乙第六十七号議案、乙第七十四号議案及び乙第七十六号議案、以上五件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古川委員長 Ⅱ全員起立と認めます。よって、以上五件の議案は原案のとおり可決されました。

○継 続 審 査

○古川委員長 Ⅱ最後に、九月定例議会から引き続き審議中の

- 一、産業労働行政について
- 一、農林水産行政について

以上二件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○古川委員長 Ⅱ御異議なしと認めます。よって、以上二件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、本日の委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正な

どを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして、農林水産商工常任委員会を閉会いたします。どうも御苦  
労さまでした。

午後二時二十七分 閉会

速 記 者 石 川 裕 子